

令和 7 年度版 まちの事業紹介

「まちの事業紹介」とは

九重町が行っている事業（助成金・補助金等）を、分野ごとにまとめたものです。

- 詳しい内容は、各事業のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。
- 各事業には申請できる条件等があります。
（事前に申請が必要な事業や、申請時期・予算の上限がある事業があります）
- ご不明な点等は、事前に担当課までお問い合わせください。



九重町

**P 4 まちづくり**

- 1 九重町まちづくり出前講座
- 2 地区集会所改修事業
- 3 民間集会施設有効活用事業【新規】
- 4 まちの担い手応援事業

**P 6 産業振興、創業・特産品開発**

- 5 九重町起業支援事業
- 6 九重町特産品・加工品開発支援事業

**P 6 移住・定住**

- 7 空き家・土地バンク制度
- 8 九重町多世帯同居リフォーム支援事業
- 9 九重町若者地元就職支援金事業【新規】
- 10 空き家活用定住促進事業

**P 9 住まい・生活**

- 11 九重町防災・減災対策推進事業【新規】
- 12 危険ブロック塀等除却事業
- 13 アスベスト分析事業
- 14 九重町急傾斜地崩壊対策事業
- 15 がけ地近接等危険住宅移転事業
- 16 木造住宅耐震化促進事業
- 17 特殊詐欺等被害防止機能付き電話機等購入補助事業
- 18 高齢者運転免許証自主返納支援事業
- 19 生ごみ処理容器設置補助事業
- 20 地区水道補助金
- 21 九重町浄化槽設置整備事業
- 22 九重町ごみステーション設置事業
- 23 LED防犯灯設置補助事業

**P 14 結婚支援**

- 24 結婚祝金
- 25 結婚活動支援事業

**P 14 子育て・教育**

- 26 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【新規】
- 27 出産祝金
- 28 児童手当
- 29 子ども医療費助成事業
- 30 九重町入学・新生活応援支援金【新規】
- 31 子育てリフォーム支援事業
- 32 奨学金返還支援事業【新規】
- 33 未熟児養育医療制度
- 34 特別児童扶養手当
- 35 子育て関連用品購入助成金事業
- 36 ひとり親家庭等の医療費助成事業
- 37 定期予防接種（乳幼児期・学童期）の償還払い制度
- 38 育児助成金事業
- 39 児童扶養手当
- 40 妊婦歯科健康診査受診票交付
- 41 母子健康手帳・妊産婦健康診査受診票
新生児聴覚スクリーニング検査受診票・乳児健康診査受診票交付
- 42 妊娠希望者等風しん予防接種費用助成事業
- 43 子どもインフルエンザ予防接種費用助成
- 44 おたふくかぜ予防接種費用助成

**P 22 福祉**

- 45 寡婦医療費助成事業
- 46 高齢者肺炎球菌定期予防接種

- 47 九重町高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業
- 48 高齢者带状疱疹定期予防接種【新規】
- 49 九重町在宅介護高齢者家族支援事業
- 50 九重町高齢者等ＳＯＳネットワーク事業～事前登録制度～
- 51 九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
- 52 緊急医療情報キット事業
- 53 緊急通報システム事業
- 54 補装具費支給制度
- 55 在宅高齢者住宅改造助成事業
- 56 高齢者世帯リフォーム支援事業
- 57 自立支援医療費（育成医療）
- 58 重度心身障がい者医療費給付事業
- 59 自立支援医療費（更生医療）
- 60 自立支援医療費（精神通院）
- 61 九重町精神障がい者交通費助成手当
- 62 在宅重度障がい者住宅改造助成事業
- 63 九重町老人はり、きゅう及び按摩施術料助成事業
- 64 歯周疾患検診
- 65 巡回健診・施設健診費用の助成【新規】
- 66 九重町骨髄移植ドナー等支援事業助成金
- 67 骨髄移植後等における予防接種費助成事業
- 68 多世代交流・支え合い活動拠点整備事業



P32 農 林

- 69 就農者支援事業
- 70 ファーマーズスクール事業
- 71 親元就農給付金（準備型・開始型）
- 72 農地集積・集約化対策事業
- 73 おおいた園芸産地づくり支援事業
- 74 園芸作物高温対策緊急支援事業【新規】
- 75 遊休ハウス再活用支援事業
- 76 町道・林道・法定外公共物・農牧道・農業用水路原材料支給事業【新規】
- 77 新規就農者負担軽減対策事業
- 78 中山間地域等直接支払事業
- 79 多面的機能支払交付金事業
- 80 生産施設等整備事業
- 81 原木椎茸種駒助成事業
- 82 新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）
- 83 新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）
- 84 九重町畜産省力化推進事業
- 85 酪農支援対策施設整備事業
- 86 有害鳥獣被害防止対策事業
- 87 有害鳥獣駆除捕獲報償金
- 88 低コスト簡易作業路緊急対策事業
- 89 大分県畜産生産振興対策事業
- 90 九重町繁殖雌牛保留推進支援事業
- 91 九重町乳用牛生産性向上対策事業
- 92 環境保全型農業直接支払補助金
- 93 有機ＪＡＳ認証取得支援事業



P40 国際交流・スポーツ・文化芸術

- 94 九重町国際交流助成事業【新規】
- 95 九重町青少年スポーツ活動大会出場助成金及び全国スポーツ大会等出場助成金
- 96 九重町文化財保存修理事業費補助金



P41 災害復旧

- 97 災害復旧事業

九重町のことをもっと知りたい方へ！

1

九重町まちづくり出前講座

内 容／町民のみなさんに町の制度や事務事業を理解していただき、まちづくりを共に考えていくために地域での集まり等に行政職員が出向いて説明をするものです。

講座時間 平日 午前 9 時～午後 9 時までの間の 2 時間以内

講座会場 地区集会所や各地区公民館等、九重町内

対 象／町内在住、または町内の事業所に勤務する人で、原則 10 人以上参加が見込まれる団体等

手 続 き／①講座一覧表から希望する講座を選んでください。

②出前講座申込書を希望日の 2 週間前までに提出してください。

※申込書は各地区公民館に準備しています。

③受付後、講座の担当課からご連絡しますので、日時・内容等の打ち合わせをお願いします。

出前講座メニュー

＊九重町まち・ひと・しごと総合戦略

＊経営所得安定対策

＊マイナンバー制度

＊議会のしくみと議員活動

＊九重町の財政

＊子育て支援事業

＊人・農地プラン

＊有害鳥獣被害防止対策

＊介護保険、健康づくり、福祉

＊人権問題

＊安心・安全なまちづくり

＊公共交通（コミュニティバス含む）

上記以外のメニューについても、お気軽にご相談ください。

申込み・お問い合わせ

社会教育課 社会教育グループ

☎76-3888

集会所の改修を補助します！

2

地区集会所改修事業

内 容／地区に設置している各種集会所の施設改修に係る経費の一部を補助します。改修や修繕によって老朽化した施設の耐用年数の延長を図り、高齢者や子どもたちにやさしく使いやすくなるための生活環境改善を目的としています。

※ここという地区とは、行政区または行政区の集合体になります。

対 象／各種集会所の施設耐用年数延長および生活環境改善のための改修で、総事業費 30 万円以上
※この事業における各種集会所とは、行政区等が良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うために運営する施設で、当該行政区等の住民の利用に供され、その福祉の向上に寄与する施設になります。

助成内容／予算の範囲内において

・改修事業費の 3 分の 2 以内

・補助金限度額は 150 万円とする

※以前補助金を交付した集会所も申請は可能ですが、未実施の集会所を優先とします。

手 続 き／①事前の問い合わせについて

事業の内容や対象についてお気軽にご相談ください。

②受付期間について

第 1 次申込み期間：5 月 1 日（木）～ 5 月 30（金）

※第 1 次受付の申請状況により、予算の範囲で随時受け付けします。

③提出書類について

申請書類：補助金等交付申請書、収支予算書、事業計画書、見積書、現状写真、振込口座の確認できる書類

実績書類：補助金等交付請求書、収支決算書、修繕中の写真、実績報告書

④注意点：修繕完了後、完了検査の立ち合いをお願いします。

申込み・お問い合わせ

社会教育課 社会教育グループ

☎76-3888

民間集会施設の活用を応援します！

3

民間集会施設有効活用事業

内 容／既存の集会所を保有しない、または既存の集会所が老朽化により利用困難な地区において、民間施設を活用するための改修費用等を助成します。施設の有効活用によって、負担の少ない継続的な集落機能の維持を図ることを目的としています。

※ここでのいう地区とは、行政区または行政区の集合体になります。

対 象／地区が借り上げた施設で会議及び集会に必要な機能を備えた施設

助成内容／①施設改修等：2/3 以内（上限 50 万円）

②機能維持：10/10（年額上限 12 万円まで）

手 続 き／①事前のお問い合わせが必要です。

②受付期間：令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 7 年 5 月 30 日（金）

※第 1 次受付の申請状況により、予算の範囲で随時受け付けします。

③提出書類について

申請書類：補助金交付申請書、収支予算書、事業計画書、見積書（改修）、現状写真、振込講座の確認できる書類、賃貸借契約書控え

実績書類：補助金等交付請求書、収支決算書、修繕状況の写真、実績報告書

④注意点：施設改修等については改修完了後、完了検査の立会をお願いします。

申込み・お問い合わせ 社会教育課 社会教育グループ ☎76-3888

あなたのやる気応援します！

4

まちの担い手応援事業

内 容／幅広い視野と優秀な技術及び能力を身につけ、まちの担い手として主体的にまちづくりに関わる人、関わりたい人に対して補助する制度です。

対 象／九重町に住民票を有し在住する人で、将来にわたり九重町の活性化・町づくりに寄与すると認められる人や団体

助成内容／下記の事業に対し、予算の範囲内で対象経費の 50%～90% ※の補助をするものです。

①地域づくり 自信と誇りを持てる地域づくりを目的とする研修等

②ものづくり 地場産業の活性化につながる技術研修等

③国際交流 国際的資質ともに、交流より相互理解を深める研修等

④介護福祉士、ホームヘルパー 1,2 級、子育て支援員、ケアマネージャー、主任ケアマネージャー、社会福祉士、大型自動車第 2 種免許の資格を取得するための講習等、補助額が 10 万円を超えるものについては、審査会による審査を行います。

※補助率や補助額の上限は研修の内容により異なります。

《重要！》

事業完了後は、まちづくり（地区）協議会等や町内の関連する組織・団体等に参加し、町の人材バンクに登録することが要件となります。また、資格取得研修後は 3 年以上町内の事業所で業務に従事すること等が要件となります。

手 続 き／①補助の対象や内容、実施の時期についての相談等、お気軽にご相談ください。

②受付期間

申込受付は、年 4 回（5 月末、7 月末、9 月末、11 月末）※予算の範囲内での実施

③提出書類

申請書類：補助金等交付申請書、事業申請書、事業計画書、経費（計画）の内訳書、所要額証書、誓約書（資格取得のみ）、事業の内容がわかる要項等

実績書類：実績報告書、補助金等交付請求書、事業実績等、経費（実績）の内訳書、補助金精算書、研修のレポート（資格取得以外）、研修写真（資格取得以外）、領収書

④注意点

・申請⇒審査⇒採択⇒事業実施⇒実績報告となります。

・事業実施後の申請は認められません。

・審査には日数を要します。特に 10 万円を超える申請については、年 4 回の審査会を経て決定されますので、十分余裕をもって申請の手続きを行ってください。

申込み・お問い合わせ 社会教育課 社会教育グループ ☎76-3888

新規起業を支援します！

5

九重町起業支援事業

内 容／町内における産業の担い手を確保し、定住促進と地域活性化を図るため、町内で新たに起業する者に対して補助金を交付するものです。

対 象／新たに起業する者で、申請日において18歳以上65歳未満であり、開業時点において、町内に住所を有すること

助成内容／〔補助対象経費〕起業のために必要な経費で、設備・機械装置・工具・構築物の購入、改良、借用又は修繕に関する経費、物品の購入に関する経費、原材料費、外注加工費、試験検査等の委託費、専門家謝金、広告宣伝費等
〔補助金の額〕 補助対象経費の2分の1以内 上限100万円

手 続 き／次の書類に必要事項を記載し、申請してください。
補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書（町内在住者）、居住地における完納証明書（町外在住者）、起業計画書、補助事業に係る経費の見積書の写し

申込み・お問い合わせ

観光・地域振興課 商工・観光グループ ☎76-3150

特産品開発を支援します！

6

九重町特産品・加工品開発支援事業

内 容／地域経済の活性化を図るため、町内の農産品等を利用した特産品・加工品の開発にかかる費用を助成します。

対 象／個人にあっては、町内に住所を有し、法人にあっては町内に事業所を有するもの

助成内容／〔補助対象経費〕特産品・加工品の開発のために必要な経費で、市場調査費、備品購入費、商標登録費、原材料費、外注加工費、品質検査費、専門家謝金、旅費交通費、広告宣伝費、その他町長が必要と認める経費
〔補助金の額〕 補助対象経費の3分の2以内 上限30万円
〔補助期間最長〕3年間

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。
②受付期間：令和7年4月1日～令和8年2月27日
③提出書類または申請に必要なもの
補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書、特産品・加工品開発計画書、補助事業にかかる経費の見積
④注意点：予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ

観光・地域振興課 地域振興グループ ☎76-3150

定住促進を応援します！

7

空き家・土地バンク制度

内 容／町内の空き家を空き家バンクに登録し、移住希望者へ売買や賃貸を行うことで定住促進を図るものです。

対 象／町内に空き家を所有する所有者及び町内に移住を希望する利用者

助成内容／九重町空き家・土地バンクに登録した際に空き家活用定住促進事業が利用できます。

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。
②受付期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
③提出書類または申請に必要なもの
〔所有者〕九重町空き家・土地バンク登録申請書、同意書、本人確認書類の写し、登記簿謄本
〔利用者〕九重町空き家・土地バンク利用登録申込書、誓約書、本人確認書類の写し
④注意点：空き家物件登録に関しましては、現地調査が必要になります。

申込み・お問い合わせ

観光・地域振興課 地域振興グループ ☎76-3150

同居を応援します！

8

九重町多世帯同居リフォーム支援事業

内 容／子どもを安心して生み育てられ、高齢者が安心して暮らすことのできる住環境を創出するため、新たに多世帯で同居するために必要となる改修工事について補助金を交付するもの。

対 象／新たに多世帯同居を開始する方で、補助金の交付を受けてから60日以内に同居を行う方。助成内容における補助対象経費が30万円以上であること。

助成内容／〔補助対象経費〕玄関の改修工事、浴室及び脱衣所の改修工事、便所の改修工事台所の改修工事や増改築などの同居のために行う工事

〔補助金の額〕 補助対象経費の2分の1以内 上限100万円

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：令和7年4月1日～令和7年12月26日

※令和8年3月31日時点で工事が完了している必要があります。

③提出書類または申請に必要なもの

補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書（町内在住者）、
居住地における完納証明書（町外在住者）、世帯員全員の住民票（町外在住者）、
工事にかかる図面の写し、工事にかかる見積書の写し

④注意点：・予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。
・工事は町内業者で、事前着工は認められません。

申込み・お問い合わせ 観光・地域振興課 地域振興グループ ☎76-3150

若者の就労を応援します！

9

九重町若者地元就職支援金事業

内 容／若者の地元就労及び移住者の定住促進を図るため、常用雇用者として雇用された方に対し就職支援金を交付するもの。

対 象／〔対象者〕

①当該年度の4月1日から8月31日までに事業主に雇用された者

②当該年度の前年度9月1日～3月31日までに事業主に雇用された者。ただし令和7年度に限り、当該年度の前年度4月1日から3月31日までに雇用された者。

③町内に住所を有し、交付決定の日以後、10年以上九重町に定住する意思がある者。

④雇用された日以後、6カ月以上、同じ事業所に継続して就労する意思がある者。

⑤町税等の滞納がない者

⑥地域活動への参画の意思がある者

⑦当該年度の3月31日において、30歳未満の者

助成内容／〔定額30万円〕・保育士・幼稚園教諭として町内保育所・幼稚園・こども園のいずれかに就業する者

・医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療業務に従事する者として町内医療機関に就業する者

・介護保険法に基づき、自宅における生活支援、日帰りで通う機能訓練・デイサービス及び施設における入所（入居）支援などのサービスを提供する町内事業所または施設に就業する者

・バス・タクシー運転手として町内事業所に就業する者

〔定額50万円〕・家業を継ぐ者

〔定額10万円〕・その他県内事業所に就業する者

手 続 き／9月末までに認定申請書等を提出し、認定後に交付申請書等を期限までに提出してください。
※予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ 未来デザイン推進課 政策企画グループ ☎76-3874

定住促進を応援します！

10

空き家活用定住促進事業

内 容／町内の空き家の有効活用により定住促進並びに地域活性化を図るため、本町に空き家を所有する者が空き家を賃貸の用に供する目的及び本町に定住しようとする者が住宅を確保する目的に必要な費用に対し、予算を定めるところにより補助金を交付するものです。

対 象／対象者は、九重町空き家バンクを介して売買及び賃貸契約をした者とし、この補助金の交付を申請した日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町税の滞納その他、町に対する債務の不履行がない者（同一世帯員を含む）
- (2) この補助金の交付を受けてから10年以上空き家所有者においては当該物件を第三者（三親等以内の親族でないもの）に賃貸し、空き家利用者においては本町に定住する者。
- (3) 補助を受けようとする空き家に対して、他の制度による補助金の交付等を受けていない者。
- (4) 補助を受けようとする者は、売買及び賃貸契約後1年未満の者。
- (5) 移住応援給付金を受けようとする者は、県内の市町村内に住所を有していない者。

助成内容／〔家財処分補助〕

- ・ 空き家の所有者等が賃貸や売買を行うために家財等の不要物を処分する費用に対する補助
- ・ 補助率：10分の10以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：10万円

〔所有者改修補助〕

- ・ 空き家の所有者が賃貸を行うために修繕や増築を行う費用に対する補助（工事費が30万円以上となるもの）
- ・ 補助率：3分の2以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：100万円

〔利用者改修補助〕

- ・ 空き家に入居しようとする者が必要な修繕や増築を行う費用に対する補助（工事費が30万円以上となるもの）
- ※売買のみ
- ・ 補助率：3分の2以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：100万円又は200万円（転入元によって異なります）

〔移住応援給付金補助〕

- ・ 大分県外からの引越費用に対する補助
- ・ 補助率：10分の10以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：20万円（子育て世帯や若年者世帯は加算あり）

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：令和7年4月1日～令和7年12月26日

※改修工事等の工期があるものに関しては、令和8年2月28日時点で工事が完了している必要があります。

③提出書類または申請に必要なもの

補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書

※その他に申請する項目によって必要書類が異なりますので、問い合わせの際にご確認ください。

④注意点：・ 予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。
・ 工事は町内業者で、事前着工は認められません。

自主防災組織を支援します！

11

九重町防災・減災対策推進事業

内 容／地震、洪水等の自然災害から町民の安全・安心の確保を図るため、自主防災組織、防災士会または福祉施設等が事業を実施するのに必要な経費に対して補助金を交付するもの。

対 象／自主防災組織、防災士会、福祉施設等（福祉避難所として指定または指定見込みの施設）

助成内容／①避難所等環境向上事業

〔施設整備等〕避難所の生活環境の向上や必要となる備蓄品の購入に対する補助

自主防災組織等（補助率 2/3 以内）

福祉施設等（補助率 10/10 以内）

〔通信機器等整備〕災害時に町等と通信が即時にできるよう機器等の整備に対する補助

自主防災組織等（補助率 2/3 以内）

福祉施設等（補助率 10/10 以内）

②自主防災組織等活性化推進事業（補助率 10/10 以内）

住民の自助・共助意識の醸成や、組織等の機能維持・向上するための経費に対する補助

③避難経路等整備事業（補助率 10/10 以内）

避難路の整備や緊急避難場所の安全設備等の設置に要する経費に対する補助

④その他 自主防災組織等が、防災・減災対策の推進に資する事業（補助率 10/10 以内）

手 続 き／①事前にご相談ください。

②事業によっては防災訓練等の実施が必要となります。

申込み・お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎76-3801

危険なブロック塀等の撤去を検討されている方へ

12

危険ブロック塀等除却事業

内 容／地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による通行人への被害を未然に防ぎ、避難経路を確保するため道路に面した危険なブロック塀などの撤去を行う方に補助を行っています。

対 象／道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀等でひび割れ又は傾きが認められるもの

※ブロック塀等 コンクリートブロック塀、れんが塀、石塀等

助成内容／上記に該当するブロック塀等の撤去に要する費用の 2 分の 1 に相当する金額とし、7 万円を限度額とします。

手 続 き／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。

②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811

アスベスト（石綿）吹付け材の調査を支援します。

13

アスベスト分析事業

内 容／町民の健康の保護及び安全安心な生活環境の保全促進に役立てるため、吹付けアスベスト等の分析調査費用の全部または一部を補助します。

対 象／吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある町内の民間建築物の吹付建材について建物の所有者または管理者がアスベスト含有の有無に係る調査を実施する費用

助成内容／上記に該当する費用の10/10に相当する金額とし、1棟あたり25万円を限度額とします。

手 続 き／事前にご相談をお願いします。職員が現地確認を行います。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811

急傾斜地にお住いのみなさまへ

14

九重町急傾斜地崩壊対策事業

- 内 容**／急傾斜地にある住宅の安全対策。 ※採択基準に該当するもの
- 対 象**／・急傾斜地の高さが 5 メートル以上であり、かつ傾斜度が 30 度以上あるもの
・保全人家が 1 戸以上 5 戸未満であること
・崩壊が発生した場合又は崩壊の恐れがある場所
・他に移転適地がないこと
・市町村地域防災計画書に危険箇所として記載されていること又は記載されることが確実であること
- 助成内容**／事業費の 10%が関係者負担となります。
※ただし、事業費限度額（1,000 万円）を超えた費用は全額関係者負担となります。
- 手 続 き**／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。
②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 管理水道グループ ☎76-3811

土砂災害による不安を解消しませんか？

15

がけ地近接等危険住宅移転事業

- 内 容**／土砂災害特別警戒区域等にある危険住宅に居住されている方で代替住宅への移転及び該当危険住宅の除却を行う方に対して補助を行っています。
- 対 象**／町内で下記の区域内にある現在お住まいの住宅の除却及び移転
①土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
②建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）
③建築基準法に基づく建築制限区域（がけ条例規制区域）
- 助成内容**／危険住宅の除却に要する費用として木造の場合 32,000 円/㎡、非木造の場合 46,000 円/㎡を限度とします。引っ越し費用等に関する費用として1戸あたり97.5万円を限度とします。危険住宅に代わる住宅の建設または購入をするために要する資金を金融機関から融資を受けた場合の利息返済額（年利率 8.5%を限度とする）で1戸当たり421万円を限度とします。
※新築される住宅については土砂災害警戒区域外にあり、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。
- 手 続 き**／事前にご相談をお願いします。あらかじめ計画書等を提出する必要があります。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811

リフォームをお考えのみなさまへ

16

木造住宅耐震化促進事業

- 内 容**／大分県と町では、事業の条件を満たした住宅改修等を行う方に補助金を交付しています。リフォーム等お考えの方は、お気軽にご相談ください。
- 対 象**／耐震診断：昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅
耐震改修：耐震診断で評価点が 1.0 未満（倒壊する可能性がある）と診断された住宅で住宅が評点で 1.0 以上となる耐震改修工事
- 助成内容**／耐震診断：耐震診断費用 96,000 円～140,000 円を町で補助します。なお、耐震診断の審査を建築士会へ依頼するため、別途 5,500 円手数料が必要となります。
耐震改修：①全体耐震改修
耐震改修工事及び耐震改修関連工事に要する工事費で150万円を限度とします。
②段階的改修
段階的な耐震改修工事に要する工事費の 2/3 以内で 60 万円を限度とします。
③耐震シェルター改修
耐震シェルター改修工事に要する工事費の 2/3 以内で 30 万円を限度とします。
- 手 続 き**／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。
②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811

特殊詐欺等被害防止機能付き「電話機」を購入しませんか

17 特殊詐欺等被害防止機能付き電話機等購入補助事業

内 容／特殊詐欺等による被害の防止を図るため、高齢者を対象に特殊詐欺等被害防止機能付き電話機等の購入に要した経費の一部を補助します。

対 象／〔対象者〕(1)～(3)のすべてに該当する方
 (1)九重町に住民票がある方
 (2)満60歳以上の方又は満60歳以上の方と同一の世帯
 (3)同一世帯全員が町税などを完納している方

〔助成対象〕

- ①補助対象者が購入し、居住する住宅に設置したもの
- ②電話機または電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器で、次のいずれかの機能が付いているもの
 - ・電話の着信時に、相手方に警告音声を発し、その通話を自動で録音する機能
 - ・迷惑電話番号データベースに登録された情報等により、被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別し、着信を拒否または警告表示する機能

助成内容／対象電話機等の購入費及び設置に要する費用の2/3以内を補助（上限1万円）

手 続 き／①申請書に必要事項を記入して提出してください。
 ②提出書類または申請に必要なもの

- ・支払いをしたことがわかる書類の写し（領収書のコピー等）
- ・購入した電話機の機能が確認できる書類の写し（カタログや取扱説明書のコピー）

申込み・お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎76-3801

車の運転に不安を感じていませんか？

18 高齢者運転免許証自主返納支援事業

内 容／近年、全国各地で高齢運転者が加害者となる重大事故が多発しているため、自動車の運転に不安を感じる方の運転免許証の自主返納を支援します。

対 象／九重町に住民票を有し、運転免許証返納時に満70歳以上の方で、すべての運転免許証を返納された方（※自主返納日から90日以内が対象）

助成内容／九重町コミュニティバスの回数乗車券または大分交通共通回数乗車券など1万円相当分

手 続 き／①運転免許の返納を希望するご本人が、玖珠警察署に運転免許証を持参のうえ、運転免許証の返納申請をしてください（取消通知書が発行されます）。
 ②危機管理・防災安全課に、取消通知書と印鑑を持参して、支援事業の申請をしてください。
 ※代理人の申請も可能です。

申込み・お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎76-3801

家庭から出るごみを減らそう！

19 生ごみ処理容器設置補助事業

内 容／家庭から排出される生ごみの量を減らすため、生ごみ処理機（電動式）や生ごみ処理容器（コンポスト）を購入した者に対して購入費用の補助を行います。

対 象／町内に住所を要する個人（法人・団体は除く）

助成内容／①生ごみ処理機（電動式）の購入費用の1/2（1機につき上限25,000円【100円未満切捨て】）
 ②生ごみ処理容器（コンポスト）の購入費用の1/2（1基につき上限5,000円【100円未満切捨て】）
 ※1世帯につき生ごみ処理機（電動式）は1機、生ごみ処理容器（コンポスト）は2基とし、5年間は再度補助金を受けられません。

手 続 き／提出書類または申請に必要なもの ※その他必要な書類がありますので、担当課までお問い合わせください。
 ①購入したものの型式、金額等がわかるもの（カタログ等のコピー）②誓約書

申込み・お問い合わせ 住民環境課 環境グループ ☎76-3802

安全な水道水の確保のために！

20

地区水道補助金

内 容／町営水道の給水区域外で導水管及びその他の工作物（以下、水道施設と言います。）により人の飲用に適する水として供給する施設の整備を図る工事費用の補助を行います。

対 象／・給水戸数 1 世帯以上（九重町に常駐生活基盤を有する者に限ります）
・事業費総額が10万円以上の飲料水確保のための水道施設工事に要する費用（用地費は除きます）
・大分県給水施設条例の規定により水質基準に適合すると認められるもの。

助成内容／事業費の 2 分の 1 以内もしくは 1 世帯あたり 30 万円を上限とします。
（ただし、当該年度予算の範囲内での交付となります）

手 続 き／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。
②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 管理水道グループ ☎76-3811

合併浄化槽の設置で生活排水をすべてきれいに

21

九重町浄化槽設置整備事業

内 容／生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する方に対して、補助金を交付するものです。

対 象／専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする町内に住民票を有する方。また、申請時点では町外者であるが、住宅の新築などによる引越し等により完成後、九重町民になる方も対象になります。なお、設置する浄化槽に環境配慮（消費電力）要件が加わりました。

助成内容／①新築家屋に合併処理浄化槽を設置する場合の補助額
・ 5 人槽：332,000 円 ・ 7 人槽：414,000 円
・ 10 人槽：548,000 円
②改築及び既存住宅に合併処理浄化槽を設置する場合の補助額
（既存住宅の、汲み取りや単独処理浄化槽からの転換）
・ 5 人槽：532,000 円 ・ 7 人槽：614,000 円
・ 10 人槽：748,000 円
③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合の撤去費用助成
・ 経費のうち 120,000 円まで
④汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合の撤去費用助成
・ 経費のうち 90,000 円まで
⑤汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換による宅内配管費
（ただし、増築を伴う場合などは補助対象とならないためご相談ください）
・ 経費のうち 300,000 円まで

手 続 き／①受付期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 12 月 26 日
②提出書類または申請に必要なもの
浄化槽設置届の写し、位置図、平面図、配置図、給排水設備図、住宅等を借りている方は貸主の承諾書、浄化槽の構造図、見積書の写し、登録証及び管理票の写し（C 票）、浄化槽設備土免状の写し、誓約書等
③注意点
・ 着工後の申請は助成できません。必ず、着工前に申請をしてください。
・ 施行业者と十分協議のうえ申請をしてください。
・ 予算の定める範囲内になりますので申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ 住民環境課 環境グループ ☎76-3802

既存のごみステーションを整備しませんか？

22

九重町ごみステーション設置事業

- 内 容**／家庭廃棄物を鳥獣、犬猫、風雨等による散乱を防止し町民の良好な生活環境の保全を図るため、集積を行うゴミステーションの整備における補助金を交付します。
- 対 象**／町内に住所を有し行政区等の地域住民で結成された団体（5 戸以上等規定による）の代表者。個人、法人は除きます。
- 助成内容**／①ごみ収集箱の既製品を購入：1/2 以内を補助。30,000 円を限度。
 ②ごみ収集箱を製作・修繕した場合（業者製作費または自主製作原材料費）：
 1/2 以内を補助。30,000 円を限度。
 ③カラスネットを購入した場合：1/2 以内を補助。2,000 円を限度。
 ※①～③のいずれも、千円未満の端数は除く
- 手 続 き**／①申請書等の提出がありますので、事前にお問い合わせください。
 ②提出書類または申請に必要なもの
 補助金等交付申請書、添付書類（領収書、カタログのコピー、設置前後の写真）、誓約書、承諾書
 ③注意点
 ・購入後、制作後の助成はできません。必ず、購入前、製作前に申請をしてください。
 ・予算の定める範囲以内となりますので、申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ 住民環境課 環境グループ ☎76-3802

LED 防犯灯の設置を補助します

23

LED 防犯灯設置補助事業

- 内 容**／二酸化炭素の排出抑制及び安全な暮らしの実現のため、防犯灯（LED 灯）を設置する者に対して補助を行います。
- 対 象**／区長の同意を得て、防犯灯の維持及び管理を適正に行うことが出来る自治組織とする。ただし、届出や申請等を行う者は、自治組織の代表者とする。
 対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。
 ①九重町内で防犯灯を新規設置する事業
 ②九重町内に設置されている防犯灯を更新する事業
 ※ 防犯灯の設置場所の周辺住民の同意や自治組織の代表者が区長と異なる場合は、区長の承諾を得ている事業であること。
 ※ 申請があった日の属する年度の3月31日までに完了する事業であること。
 ③災害等で破損した防犯灯を更新する事業
- 助成内容**／【従来型から LED 灯への更新】1 灯につき2/3補助 最大 20,000 円
 【修理不能な LED 灯の更新】1 灯につき1/3補助 最大 10,000 円
- 手 続 き**／設置場所及び設置数について、事前協議の届出が必要です。
 【事前協議提出書類】
 ①事前協議書
 ②防犯灯の設置場所が分かる地図
 ③その他町長が必要と認める書類
 【申請書類】
 ①事前協議書の写し
 ②事業計画書及び誓約書
 ③見積書の写し
 ④その他町長が必要と認める書類

申込み・お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎76-3801

結婚された方へ祝金を給付します！

24

結婚祝金

内 容／町内に居住し婚姻届を提出した 50 歳未満の男女に対し結婚祝金を給付するものです。

助成内容／5 万円（定額）

手 続 き／①受付期間：婚姻届をした日から 60 日以内

②提出書類または申請に必要なもの

九重町に本籍がない場合は婚姻関係を確認できる書類（戸籍謄本）、通帳、印鑑

③注意点：・申請書において夫、妻の住所が九重町であり、定住する意志があること。

・過去に給付を受けていないこと。

・その他は九重町いきいきふるさと若者定住促進条例の規定を満たすこと。

申込み・お問い合わせ 住民環境課 住民グループ ☎76-3802

結婚を支援する団体を応援します！

25

結婚活動支援事業

内 容／町民が主体となって取り組む結婚活動支援事業に対して、その費用の一部を補助します。

対 象／〔補助対象者〕 補助対象者は、町内に事務所又は事務局を置く団体

〔補助対象事業〕男女の出会いの機会を創出し、結婚活動支援に寄与する事業。その他、結婚活動支援に寄与する事業

助成内容／参加者一人につき 3,000 円又は事業にかかった経費の 2/3 のいずれか金額の低い方

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

③提出書類または申請に必要なもの

九重町結婚活動支援事業計画の概要、誓約書、参加者名簿

④注意点：予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ 観光・地域振興課 地域振興グループ ☎76-3150

出産・子育て世帯を応援します！

26

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

内 容／妊娠期から出産・子育てまでの相談支援を行いながら、妊娠の届出や出生の届出を行った方に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用等の負担軽減を図ることを目的に給付するものです。

対 象／妊婦

助成内容／【1回目】5万円

【2回目】5万円×妊娠している子どもの数

※1回目、2回目とも妊娠届出後の流産なども対象になります。

手 続 き／【1回目】妊娠届出時、母子健康手帳を交付する際に保健師が面談を行い、給付金の申請を受け付けます。

【2回目】出生届出時～生後2ヵ月頃の乳児訪問時等に、保健師が面談を行い、給付金の申請を受け付けます。

〔申請に必要なもの〕①給付金申請書、印鑑、マイナンバーカード、振込先口座通帳のコピー

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

出産された方へ祝金を給付します！

27

出産祝金

- 内 容**／九重町に居住する若者に対し、給付事業を実施することにより、九重町に定住する意識をたかめるとともに、活力ある町づくりを推進し、九重町の発展と福祉の増進に寄与することを目的として出産された方に祝金を給付するものです。
- 対 象**／出生児の父又は母で、九重町に定住する方。町税等の納付義務者にあつては完納している方
- 助成内容**／出生した子1人につき一律 30,000 円を給付します。
- 手 続 き**／①受付期間：出生から 60 日以内
②提出書類：出産祝金給付申請書、町税等納付状況等調書、振込を希望される申請者の通帳、誓約書、印鑑

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

子どものいる家庭等の生活の安定のために！

28

児童手当

- 内 容**／児童手当は、次世代の社会を担う子どもたちの成長を社会全体で応援する観点から、高校生年代までの児童を養育する方を対象に支給される手当です。
- 対 象**／高校生年代までの児童を養育している方 ※公務員の方は職場から支給されています。
- 助成内容**／手当支給額（1人あたりの月額）
・3歳未満…15,000円
・3歳以上高校生年代まで…10,000円
・第3子以降は一律 30,000円
※第3子加算の算定対象の範囲が大学生年代までとなります。詳しい内容はホームページや広報ここのえをご確認ください。
- 手 続 き**／①受付期間：出産又は転入から 15 日以内
②提出書類または申請に必要なもの
児童手当認定請求書、保険証または医療保険の資格確認ができるもの（父と母）、マイナンバーを確認できるもの（父と母）、振込を希望される申請者の通帳
※児童と別居の場合等はその他の書類が必要です。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

子どもの医療にかかる医療費を助成します！

29

子ども医療費助成事業

- 内 容**／子どもの医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上を図るものです。
- 対 象**／九重町に住民票があつて、健康保険に加入している 0 歳から高校生世代までの方
- 手 続 き**／入院・通院にかかる保険診療の自己負担金額を助成します。
※ただし、入院時の食事療養標準負担額は対象となりません。
- 助成内容**／[受給者証の交付申請]
□県内の医療機関や一部の整骨院などで提示することで窓口負担が 0 円になります。ただし、県外の医療機関で受診した等の場合は一旦支払後に助成金申請することになります。
①申請期間：随時
②提出書類または申請に必要なもの：健康保険が確認できるもの（お子さんのもの）
③注意点：出生届と同時の場合は、扶養者の健康保険がわかるものをご持参ください。
- [医療費の助成金申請]
□県外の医療機関で受診した等、医療費を支払った場合
①申請期間：受診した翌月から起算して 1 年以内
②提出書類または申請に必要なもの：医療費の領収書、通帳（保護者名義のもの）、健康保険が確認できるもの（お子さんのもの）、
③注意点：一部の整骨院等では、一旦自己負担を支払い、後日明細の分かる領収書を添付のうえ申請してください。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

中学校を卒業された方の保護者へ支援金を給付します

30

九重町入学・新生活応援支援金

内 容／義務教育を終え、これからそれぞれの入学や新生活を迎える子どもたちを祝福するとともに、子育て家庭の負担軽減及び子どもの健やかな成長を支援するため、入学・新生活応援支援金を中学校卒業にあわせて、保護者へ給付するもの。

対 象／中学校を卒業する生徒の父及び母又は当該生徒の生計を維持している方で、中学校卒業式日において九重町に住民票がある方。

助成内容／50,000 円

手 続 き／①受付期間：卒業の日から 30 日以内

②提出書類または申請に必要なもの

入学・新生活応援支援金支給申請書請求書、振込を希望される申請者の通帳

※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

子育て世帯の住宅改修の費用を助成します！

31

子育て世帯リフォーム支援事業

内 容／子育て世帯の住環境の向上を図ることを目的に、子育てのための改修工事を行った 住宅の所有者に対し、補助金を交付します。

対 象／世帯構成員に 18 歳未満の子どもがいる世帯で、世帯全員の所得総額が 600 万円未満の世帯

助成内容／子育てのための改修工事経費の 2/10（上限 40 万円、（多子の場合は 50 万円））を補助します。ただし、10 万円以上の工事が対象です。

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。 ※着工後の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

②提出書類または申請に必要なもの

補助金交付申請書、世帯全員の住民票、世帯全員の所得証明書、改修工事等の平面図、改修工事等の見積書、工事箇所の写真 ※施工は県内に本店がある業者に限ります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

奨学金の返還を支援します

32

奨学金返還支援事業

内 容／若者のふるさと回帰、就業支援及び定住促進を目的とし、町内に在住し町内産業に従事する若者に対して奨学金返還・給付支援を行う制度です。

対 象／①職業を問わず町内に居住し、県内事業所に就業している方（国及び地方公共団体の職員は除く）で、引き続き10年以上定住する意思を有する方。

②町内出身の教員で、正規職員又は臨時職員として大分県内に居住・就業している方（ただし、将来九重町内の小中学校に10年以上勤務を希望する方）

③医学部医学科1年～6年次在学者

助成内容／補助対象額：①、②（返還支援）返還総額を返還年数で割った全額（最大 10 年・月 2 万円上限）または返還総額を返還年数で割った金額の 1/2（最大 10 年・月 2 万円上限）
※就業要件によって補助対象額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

③（給付支援）月5万円（1～3年生）、月10万円（4～6年生）、入学時50万

手 続 き／・詳細は未来デザイン推進課までお問い合わせください。

・募集期間内に奨学金返還支援認定申請書に次の書類を添付して提出してください。

・添付書類：

就労証明書、住民票の写し、卒業見込証明書または卒業証明書、奨学金の貸与金額・貸与期間・返還年額・返還計画を証明できるもの、公益財団法人玖珠郡育英会への個人情報提供同意書、九重町暴力団排除条例による誓約書、教員については町内勤務希望確認書

申込み・お問い合わせ 未来デザイン推進課 政策企画グループ ☎76-3874

未熟児の養育に必要な医療費を助成します！

33

未熟児養育医療制度

内 容／生まれてすぐに入院治療の必要がある未熟児（1歳未満）に対し、医療費の自己負担分を国・県・町で負担します。世帯の所得に応じて、保護者の方にご負担いただく金額が定められています。保護者が負担する費用については、子ども医療費助成の申請を行っている方は、委任状を提出することで子ども医療費から助成されます。

対 象／指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めたもの。生まれた時の体重 2,000g 以下等

手 続 き／①受付期間：生後 1 ヶ月以内

②提出書類または申請に必要なもの

- ・養育医療給付申請書 ・世帯調査及び同意書 ・養育医療意見書
- ・印鑑（スタンプ印不可） ・お子さんの健康保険証または資格取得証明書
- ・生計を同一にする扶養義務者全員の市町村民税を証明する書類（町県民税課税証明書）
- ・お子さんと扶養義務者のマイナンバーカード
（マイナンバーカードがない場合は、運転免許証等）

③注意点：出生時の体重が 2,500g 未満の場合は健康・子育て支援課に届出をしてください。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

障がいのある児童を養育する方を支援します！

34

特別児童扶養手当

内 容／精神又は身体に障がいをもつ児童を養育している方に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

対 象／20 歳未満で、身体または精神に政令で定める程度の障がいのある児童を監護している父もしくは母または父母にかわってその児童を養育している方

※児童が障がいを事由とする公的年金を受け取ることができる場合や児童福祉施設など（保育所、通園施設等を除く）に入所している場合は手当を受けとることができません。

助成内容／手当の月額（額は物価に応じて変動）1級：56,800 円 2級：37,830 円

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：認定の場合請求書の属する月の翌月から手当が支給されるため、速やかな手続きが必要です。

③提出書類または申請に必要なもの

特別児童扶養手当認定請求書、振込を希望される請求者の通帳、請求者と児童の戸籍、診断書（特別児童扶養手当等）、マイナンバーを確認できるもの（請求者と配偶者と対象児と扶養義務者）

※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

子育てに必要な用品を購入しよう！

35

子育て関連用品購入助成金事業

内 容／次代の社会を担う子どもが1人ひとりの育ちを社会全体で応援し、子育てにかかる経済的な負担の軽減や安心して子育てができる環境を整備することで出産数の増加を図るとともに、九重町への移住を促進することを目的として、子育て関連用品の購入を助成します。

対 象／九重町に住所を有し、2 歳に達するまでの児童を養育する保護者。

助成内容／〔対象用品〕 ベビーベット、ベビーカー、ベビーバス、チャイルドシート、ベビーチェア、ベビーサークル、ベビーモニター、抱っこ紐、鼻水吸器

〔対象経費〕 対象用品購入代金

〔助成額〕 対象用品購入代金の1/2（上限額：児童1人につき50,000円）

※申請は児童1人につき2回までです。対象用品について児童1人につき各1台です。

手 続 き／①受付期間：用品購入後、半年以内

②提出書類または申請に必要なもの

子育て関連用品購入助成金事業申請書、印鑑、振込を希望される申請者の通帳、購入した用品の写真、購入した用品の金額・用品名・購入日がわかる書類（領収書等）

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

ひとり親家庭等の医療にかかる医療費を支給します！

36

ひとり親家庭等の医療費助成事業

- 内 容**／ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定に寄与し、ひとり親家庭等を経済的に支援するため、医療費を助成します。
- 対 象**／九重町に住所があって、健康保険に加入している、次の方が対象となります。ただし、一定の所得制限を超えないことが条件です。
- ・ひとり親家庭等の父又は母
 - ・ひとり親家庭等の父又は母及び養育者に扶養されている児童
- 助成内容**／健康保険が適用になった児童及び親の医療費の自己負担分を全額助成します。
- 手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。
- ②受付期間：原則、認定の場合、請求日の属する翌月から医療費助成の対象となるため、速やかな手続きが必要です。
- ③提出書類または申請に必要なもの
ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書、保険証または医療保険の資格確認ができるもの（請求者と児童）、マイナンバーカード（請求者と児童）
※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

予防接種を受けましょう！

37

定期予防接種（乳幼児期・学童期）の償還払い制度

- 内 容**／大分県外で予防接種を受ける人に対し、予防接種費用の助成をおこなうものです。
- 対 象**／・低出生体重児及び慢性疾患等を有し、主治医のもとで接種が指示されている方
・大分県外の医療機関等に長期入院（所）している方
・里帰り分娩等で長期間県外に滞在している方
- 助成内容**／助成額は、九重町が玖珠郡医師会と契約している額を限度とする。
- 手 続 き**／①県外での予防接種を希望する場合、事前に予防接種依頼書の交付申請が必要です。
- ②受付期間：接種日から起算して1年以内に、助成金額の給付申請に窓口までお越しください。
- ③提出書類または申請に必要なもの
定期予防接種助成金給付申請書、接種費用の領収書、予診票または予防接種済証、振込先の金融機関口座のわかるものと印鑑
- ④注意点：医療機関で支払う予防接種料金については、予防接種を実施する医療機関が存在する市町村が定めた料金の金額になります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

九重町で子育てをしよう！

38

育児助成金事業

- 内 容**／次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援し、子育てにかかる経済的な負担の軽減や安心して子育てができる環境を整備することで出生数の増加を図るとともに、九重町への移住を促進することを目的として、農林業者や自営業者など育児休業給付金を受けとることのできない方に、出産から1年間助成金を給付するものです。
- 対 象**／出生した児童の父又は母で九重町に住所を有し、雇用保険法における育児休業給付金やその他育児休業に対する手当や給付を受けとることのできない方。町税等の納付義務者にあつては完納している方。
- 助成内容**／給付対象者に、月額10,000円を出生日の属する月から1年間給付します。
- 手 続 き**／①受付期間：出産又は転入から60日以内
- ②提出書類または申請に必要なもの
育児助成金事業申請書、町税等納付状況調書、印鑑、振込を希望される申請者の通帳

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

ひとり親家庭等の自立を支援します！

39

児童扶養手当

- 内 容**／父母の離婚、父母いずれかの死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育しているひとり親家庭等の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
- 対 象**／・支給要件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がい有する場合は20歳未満の児童））を監護する母または監護し、かつ、これと生計を同じくする父
・当該父母以外の者で児童を養育している養育者
- 助成内容**／手当の月額（額は物価に応じて変動）
・子1人46,690円（全額支給）、46,680円～11,010円（一部支給）
※所得に応じて決定
・加算額2人目以降11,030円（全部支給の場合）
- 手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。
②受付期間：
認定の場合、請求日の属する月の翌月から手当が支給されるため、速やかな手続きが必要です。
③提出書類または申請に必要なもの
児童扶養手当認定請求書、振込を希望される請求者の通帳、請求者と児童の戸籍、マイナンバー（請求者と子と扶養義務者）
※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

妊娠期から親子の健口づくりをスタートしましょう！

40

妊婦歯科健康診査受診票交付

- 内 容**／妊婦届出のあった方に、妊娠中に1回、産後6か月以内に1回、歯科医療機関で使える妊婦歯科健康診査受診票を交付します。
- 対 象**／妊産婦
- 助成内容**／妊婦1回、産婦（産後6か月以内）1回、それぞれ3,300円（助成額を超える健診費用については自己負担）
- 手 続 き**／【玖珠郡内の歯科医療機関で受診する場合】
直接歯科医療機関へ事前予約してください。受診票を歯科医療機関へ提出し、健診を受けてください。
- 【玖珠郡外の歯科医療機関で受診する場合】
- ①直接歯科医療機関へ事前予約してください。受診票を歯科医療機関へ提出し、記入してもらってください。費用を一旦全額歯科医療機関に支払い、後日助成金額分の償還給付の申請をしていただきます。申請の際は事前にお問い合わせください。
 - ②受付期間：健診受診日から半年以内
 - ③提出書類または申請に必要なもの
 - ・九重町妊婦歯科健康診査費用償還給付申請書（窓口で記入していただきます）
 - ・妊婦歯科健診に係る費用の支払いを証する領収書
 - ・妊婦歯科健診受診票（妊婦歯科健診の内容がわかるもの）
 - ・印鑑 ・ 本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証等）
 - ・母子健康手帳 ・ 振込先口座通帳もしくはその写し
- ※町外へ転出された場合は受診票は使えなくなります。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

子どもの健やかな成長を応援します！

41

母子健康手帳・妊産婦健康診査受診票・ 新生児聴覚スクリーニング検査受診票・乳児健康診査受診票交付

内 容／妊娠届出のあった方に、母子健康手帳、妊産婦健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、乳児健康診査受診票を交付します。

対 象／妊産婦

助成内容／〔妊産婦健康診査受診票〕

・妊婦健康診査 14 回分、産婦健康診査（産後 2 週間、1 ヶ月）2 回分

〔新生児聴覚スクリーニング検査受診票〕

・1 回分

〔乳児健康診査受診票〕 県内の医療機関での健康診査費用を助成します。

・乳児期（生後 1 ヶ月児、生後 3 ～ 6 ヶ月児、9 ～ 11 ヶ月児）3 回分

手 続 き／①受付期間：妊娠がわかったらお早めに（妊娠 11 週以前が望ましいです）

②提出書類または申請に必要なもの

妊娠届出書、マイナンバーカードまたは運転免許証等（顔写真つきで本人確認ができるもの）

③注意点

・県外の医療機関で妊産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、乳児健康診査を受診される場合は手続きが必要になりますので、ご相談ください。

・転入、転出された方は異動後、すぐに新しい住所地での再交付を受けてください。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

風しんを予防しよう！（妊娠を希望する女性、その配偶者等）

42

妊娠希望者等風しん予防接種費用助成事業

内 容／妊娠初期の女性が風しんに感染すると、赤ちゃんに心臓疾患や難聴といった「先天性風しん症候群」が起こる可能性があります。妊娠を希望する女性や配偶者に対して成人用風しんワクチンの予防接種費用の一部を助成するものです。

対 象／九重町に住民票のある①～③のいずれかの者

①妊娠を希望する又は予定している19歳以上の女性（年度内に19歳になる者も含む）

②①の配偶者（事実婚を含む） ③低抗体価の妊婦の配偶者（事実婚を含む）

＊注意＊

・風しんの抗体価が基準値（HI 法抗体価16倍又はEIA法 7.9 IU/ml）以下である証明が必要となります。

・妊娠していると認められる方は対象外となります。

助成内容／【助成金額】上限 5,000 円（生活保護世帯は全額助成）

【助成回数】助成は 1 人1回のみ。＊風しんの抗体価検査費用は助成の対象外となります。

【対象ワクチン】風しんワクチン及び麻しん風しんワクチン（MR）

＊予防接種料金は医療機関によって異なります。料金については接種する医療機関にご確認ください。

手 続 き／①予防接種をされた方は、一旦全額医療機関に支払い、後日、助成金額分の償還給付の申請をしていただきます。

②申請期限は、当該年度の3月31日までです。

③提出書類または申請に必要なもの

風しん抗体検査結果、風しん予防接種費用助成申請兼請求書、本人確認書類、接種済証、領収書、印鑑、振込先の金融機関口座のわかるもの（通帳）

※妊婦の配偶者は妊婦の抗体検査結果、妊婦の氏名等が確認できるもの（母子手帳等）が必要です。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

インフルエンザを予防しましょう！（子ども）

43

子どもインフルエンザ予防接種費用助成

- 内 容**／インフルエンザの発症及び重症化を予防し、子どもの健康の保持増進を図ることを目的とし、予防接種の実施において、要する費用を軽減するために接種費用を助成するものです。
※季節性インフルエンザの予防接種は、任意予防接種です。（本人または保護者の意思で、接種するかどうかを決めます）
- 対 象**／九重町に住民票のある、生後 6 カ月以上～中学 3 年生終了前までの方
- 助成内容**／〔助成額〕
・年度内において、1 人 1 回当たり 1,000 円（助成額を超える接種費用については自己負担）
〔助成回数〕
・生後 6 ヶ月以上 13 歳未満の方は 2 回まで、13 歳以上の方については 1 回までです。
※予防接種料金は医療機関によって異なります。料金については接種する医療機関にご確認ください。
- 手 続 き**／①玖珠郡内の医療機関で接種を希望する場合は、医療機関にある予診票及び受領委任状に記入することにより、助成を受けられます。予防接種費用から町の助成金額 1,000 円を差し引いた金額を医療機関窓口にお支払いください。
②玖珠郡外の医療機関で予防接種を希望された方は、一旦全額医療機関に支払い、後日助成金額分の償還給付の申請をしていただきます。
〔提出書類または申請に必要なもの〕
九重町任意予防接種償還給付申請書、接種費用の領収書、予防接種済証、振込先の金融機関口座のわかるものと印鑑

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

おたふくかぜの予防接種の費用を助成します！

44

おたふくかぜ予防接種費用助成

- 内 容**／おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）は、ムンプスウイルスによる感染症で、耳の後ろが腫れるほかに、髄膜炎や難聴等の合併症を引き起こす場合があります。
九重町では、こどものおたふくかぜ感染を予防するとともに、予防接種に伴う保護者の経済的な負担を軽減することを目的に、下記の通り予防接種費用の一部を助成します。
※おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）の予防接種は、任意予防接種です。（本人または保護者の意志で、接種するかどうかを決めます。）
- 対 象**／九重町に住民票があり、1 歳以上 3 歳未満の方
- 助成内容**／【助成額・助成回数】児童 1 人につき 1 回まで、5,000 円
（助成額を超える接種費用については自己負担）
※予防接種料金は医療機関によって異なります。料金については接種する医療機関にご確認ください。
- 手 続 き**／①玖珠郡内の医療機関で接種を希望する場合は、事前に予約をしてください。医療機関にある予診票及び受領委任状に記入することにより、助成を受けられます。予防接種費用から町の助成金額 5,000 円を差し引いた金額を医療機関窓口にお支払いください。
②玖珠郡外の医療機関で予防接種を希望される方は、一旦全額医療機関に支払い、後日助成金額分の償還給付の申請をしてください。
【提出書類または申請に必要なもの】
九重町任意予防接種償還給付申請書、接種費用の領収書、予防接種を受けたことがわかる書類（済証、母子手帳など）、振込先の金融機関口座のわかるものと印鑑

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

寡婦の方にかかる医療費を支給します！

45

寡婦医療費助成事業

内 容／ひとり暮らしの寡婦の方の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療費（保険診療の自己負担額）の一部を助成します。

対 象／すべての項目に該当する方

- ・かつて母子家庭として20歳未満の児童を養育していたことのある方
- ・九重町に住所を有する方
- ・60歳以上70歳未満で現在ひとり暮らしの方
- ・町民税等が非課税の方
- ・生活保護を受けていない方
- ・医療保険各法の規定による被保険者の方

助成内容／対象者にかかる医療費（保険診療の自己負担額）の1/2を助成します。

手 続 き／①受付期間：

原則、認定の場合、請求日の属する翌月から医療費助成の対象となるため、速やかな手続きが必要です

②提出書類または申請に必要なもの

交付申請書、印鑑、申請者の戸籍謄本、保険証または医療保険の資格確認ができるもの、申請者のマイナンバー

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 子育て支援グループ ☎76-3828

肺炎を予防しましょう！（高齢者肺炎球菌・定期予防接種）

46

高齢者肺炎球菌定期予防接種

内 容／肺炎球菌による肺炎の発症及び重症化を予防し、予防接種の実施において、要する費用を軽減するために接種費用を助成します。（過去に接種したことがある方は対象外）

対 象／①接種当日に満65歳の方

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方

※予防接種法の規定により、これまでに肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド）を1回でも受けたことのある方は定期接種の対象外です。

※令和6年度以降は65歳になる年度に接種を受けなければ、以後定期接種の対象となることはできません。

助成内容／[接種期間] 66歳の誕生日の前日まで

[接種回数] 1回

[接種場所] 大分県内医療機関

※接種できないところもあるので、予約時に必ずご確認ください

[自己負担] 2,000円（残りの接種費用は町で負担）

※生活保護受給者については、「生活保護受給証明書」を医療機関に提出いただくことで無料で接種できます。「生活保護受給証明書」は接種前に西部保健所地域福祉室にお申込みください。

手 続 き／①対象者に受診券等を郵送しますので、医療機関に電話で予約してください。

②予約日に受診券、接種済証を医療機関に提出します。

③接種後、医療機関の証明を受けた「接種済証」はご本人が保管してください。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

肺炎を予防しましょう！（高齢者肺炎球菌・任意予防接種）

47 九重町高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業

内 容／肺炎球菌による肺炎の発症及び重症化を予防し、予防接種の実施において、要する費用を軽減するために接種費用を助成するものです。

※任意予防接種は、定期予防接種以外のもので、本人の意思で接種するかどうかを決めます。

対 象／助成の対象となる方は、以下の条件を満たす方です。

- ①九重町に住民票のある方
- ②予防接種を受ける時点で65歳以上の方で、かつ定期肺炎球菌予防接種の対象年齢に該当しない方
- ③過去にこの予防接種を受けたことのない方（必ずかかりつけの医療機関で確認してください）

手 続 き／①かかりつけの医師に高齢者肺炎球菌予防接種について相談する

②下記の申込み先へ、接種費用助成券の発行を申し込む

③医療機関（主治医）に予防接種の予約をする

④接種費用助成券が届いたら、医療機関に接種費用助成券および受領委任状、予診票、接種済証を提出し接種する

助成内容／1人当たり3,000円（助成額を超える接種費用は自己負担）

※予防接種料金は医療機関によって異なります。料金は接種する医療機関にご確認ください。

〔接種費用について〕

①玖珠郡内の医療機関で接種を希望する場合

郵送された助成券および受領委任状と予診票に記入し、医療機関に提示することで助成を受けられます。予防接種費用から町の助成金額3,000円を差し引いた金額を医療機関窓口にお支払いください。

②玖珠郡外の医療機関で予防接種を希望する場合

予防接種費用を全額医療機関に支払い、下記の書類等を持参し当該年度の3月31日までが申請期限です。助成金額を指定の口座に振り込みます。

・提出書類または申請に必要なもの

九重町高齢者肺炎球菌予防接種償還給付申請書、郵送された助成券、接種費用の領収書、予防接種済証、振込先の金融機関口座のわかるものと印鑑

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

带状疱疹やその合併症を予防します

48 高齢者带状疱疹定期予防接種

内 容／過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏したウイルスが再活性化することによる、带状疱疹の発症及びその合併症を予防し、予防接種費用軽減のため助成します。（過去に接種したことがある方は対象外）

対 象／①令和7年度内に65歳を迎える方

②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方

③令和7年度内に70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上になる方

助成内容／带状疱疹ワクチンは2種類あり、接種回数や効果、副反応などの特徴が異なります。

	自己負担金額(1回あたり)	接種回数
生ワクチン	2,500円	1回
不活化ワクチン	6,500円	2回

手 続 き／①対象者に受診券等を郵送します。届きましたら、医療機関（県内）に予約してください。

②予約日に、受診券と自己負担金を医療機関に提出します。

③接種後、医療機関の証明を受けた「接種済証」はご本人が保管してください。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

家族介護者にクーポンを支給をします

49

九重町在宅介護高齢者家族支援事業

内 容／在宅で要介護状態の高齢者を介護している方に、介護用品を支給することにより、家族介護者の経済的負担の軽減を行い、在宅の要介護高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としています。

対 象／九重町に引き続き1年以上住所を有する要介護高齢者（要介護認定4以上の判定を受けている満65歳以上の者）で、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋・清拭剤）を常時必要としている次の要件に該当する方。

- ①住民税非課税世帯もしくは住民税本人非課税及び世帯員課税世帯
- ②介護施設等や医療機関に入所・入院していない方
- ③短期入所サービス（ショートステイ）を月15日以上利用していない方

助成内容／要介護高齢者を介護している方に対し、要介護高齢者1人につき介護用品現品と引き換えののできるクーポン券の支給を行います。

- ・住民税非課税世帯…1枚 6,000 円分のクーポン券
- ・住民税本人非課税及び世帯員課税世帯…1枚 4,000 円分のクーポン券
- ※各クーポン券は原則1か月につき1枚の使用

手 続 き／申請を希望される方は、証明書が必要ですので、事前にご準備のうえお越してください。
※証明者（医師、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、町保健師）

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 介護保険グループ ☎76-3821

高齢者等の早期発見・保護につなげます

50

九重町高齢者等 SOS ネットワーク事業～事前登録制度～

内 容／認知症により、記憶力や判断力が低下し、道に迷ったり、自分の家が分からなくなり、外出したまま家に戻れなくなる場合があります。そのような場合に登録された情報を関係機関に提供し、早期の発見・保護に繋げるものです。

対 象／町内に居住する徘徊等のおそれのある高齢者等

助成内容／登録料は無料です

手 続 き／申請を希望される方（ご本人やご家族等）は、印鑑と登録する方の写真（顔写真と全身が写ったもの）が必要ですので、事前にご準備のうえ、お越してください。

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

賠償責任保険の加入費用を助成します

51

九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

内 容／認知症の方が他人にケガをさせたり他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償を負った場合に、保険金の支払いを受けることができるものです。

対 象／九重町高齢者等ネットワーク事業に事前登録している方のうち、①～④のいずれにも該当する方
①九重町に居住している方 ②在宅で生活している方（施設等で生活している方は対象外）
③要介護認定を受けており認知症高齢者の「日常生活自立度」がⅡa 以上の方
④その他医師の診断により加入が必要と認められる方

助成内容／保険料全額を九重町が負担するため、加入された方の自己負担はありません。

手 続 き／申請を希望される方（ご本人やご家族等）は、印鑑をお持ちのうえお越してください。

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

高齢者の緊急時の安心安全を確保します！

52

緊急医療情報キット事業

内 容／高齢者や障がい者などの安全・安心を確保するため、かかりつけ医や緊急連絡先などの救急医療活動に必要な情報が記載されているシートを容器に入れ冷蔵庫で保管しておくことで、万が一の緊急時に駆け付けた人がキットの情報をみて対応することができます。

対 象／・65 歳以上のひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ・障がい者のみの世帯
・日中高齢者のみになる世帯 ・その他町長が必要と認めた者

助成内容／見守り情報シート、シートを入れる容器、冷蔵庫に貼るシール

手 続 き／提出書類または申請に必要なもの
避難行動要支援者ネットワーク台帳、避難行動要支援者登録申請同意書

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

高齢者等の生活を見守ります！

53

緊急通報システム事業

内 容／ひとり暮らし高齢者等に対して、毎日の安否確認や緊急通報できる機器を町が貸し出して、見守りや、急病・災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行うものです。

【安否確認】毎日定時に安否確認ボタンを押す（押されなかった場合は、コールセンターが電話での安否確認を行い、安否が確認できない場合や何らかの対応を要する場合は、申請時に登録した協力員に連絡がいきます）

対 象／①75 歳以上のひとり暮らし高齢者
②65 歳以上で特に見守りが必要な方（重度心身障がい者等）
③その他町長が特に必要と認めたもの

助成内容／緊急通報システム

（機器費用や設置費用、毎日の安否確認ボタンは無料。相談ボタンや緊急ボタンは電話回線を利用するため、1 回に約 8 円かかります。原則固定電話を必要としますが、固定電話をつないでいない世帯にもキッズフォンを利用したシステムを導入していますのでご相談ください。（自己負担あり）

手 続 き／提出書類または申請に必要なもの
緊急通報装置給付（貸与）申請書、協力員情報、緊急通報システム利用にあたっての同意書

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

障がい者の日常生活または就学・就労に必要な補装具を支給します！

54

補装具費支給制度

内 容／障がいのある方の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替するもので、身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に長期間継続して使用する用具（義肢、装具、補聴器、車椅子等の指定種目）を購入する際、補装具費として支給します。

対 象／・18 歳以上 ：身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者及び難病患者等
・満 18 歳未満：身体障害者手帳の交付を受けている児童又は身体に同程度の障がいのある児童及び難病患者等

助成内容／原則として補装具購入（修理）費の 1 割負担ですが、低所得（市町村民税非課税）の方については全額支給となります。

※医師意見書作成料については、購入（修理）を希望する方のご負担となります。

※用具の種類によって「大分県身体障害者更生相談所」の支給判定及び適合判定が必要となる場合があります。

※種目（一部）・・・義肢、装具、盲人安全つえ、義眼、補聴器、車椅子等（指定種目対象）

手 続 き／提出書類または申請に必要なもの
補装具費（購入・修理）支給申請書、税務資料の開示に関する同意書、医師意見書、補装具費見積書（補装具業者が作成したもの）、身体障害者手帳、印鑑

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

高齢者の住宅改造の費用を助成します！

55

在宅高齢者住宅改造助成事業

- 内 容**／在宅高齢者に適するように住宅設備を改造した費用について、その一部を助成します。
- 対 象**／高齢者世帯や 75 歳以上の高齢者がいる世帯等で、前年の生計中心者の所得が 200 万円未満の世帯
- 助成内容**／補助対象工事費（上限 30 万円）のうち、2/3 を補助します。
- 手 続 き**／①必ず工事着工前に申請してください
②提出書類または申請に必要なもの
在宅高齢者住宅改造助成事業補助金交付申請書、印鑑、税務資料開示に関する同意書、工事費内訳書（見積書）、現場見取図

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

高齢者世帯の住宅改修の費用を助成します！

56

高齢者世帯リフォーム支援事業

- 内 容**／高齢者の暮らしの安全確保や住環境の向上を図るためのバリアフリー改修工事に対して、費用の一部を助成します。
- 対 象**／高齢者がいる世帯で、世帯全員の所得総額 600 万円未満の世帯。（高齢者と高齢者以外からなる世帯の所得においては、公的年金を除く）。その他要件あり。
- 助成内容**／バリアフリー改修工事にかかった費用の 20%を補助する。上限額 30 万円。
- 手 続 き**／①必ず工事着工前に申請してください。
②提出書類または申請に必要なもの
九重町高齢者リフォーム支援事業補助金交付申請書、印鑑、世帯全員分の住民票と所得証明書、見積書、平面図及びその他の図面

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

指定医療機関での障がい児の医療にかかる医療費を支給します！

57

自立支援医療費（育成医療）

- 内 容**／生まれつき、あるいは病気、事故などのため、身体に障がいのある乳幼児、児童に対し、生活能力を得るために、指定医療機関で医療を受ける場合、医療に要する費用の一部を公費負担します。
- 対 象**／18 歳未満の身体に障がいのある児童で、手術などの医療措置により、確実な治療の効果が期待される児童
- 助成内容**／原則 1 割負担
※ただし、加入医療保険の被保険者（国民健康保険の場合は加入者全員）の町民税額等によりひと月あたりの負担上限額を設定
- 手 続 き**／提出書類または申請に必要なもの
・自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書、税務資料の開示に関する同意書
・育成医療医師意見書
・加入医療保険の資格確認の出来る書類
・印鑑
・マイナンバーカード（持っていない方は通知カード及び身分証明等）

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

重度心身障がい者の医療にかかる医療費を支給します！

58

重度心身障がい者医療費給付事業

- 内 容**／重度心身障がい者に対し、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的に給付を行うものです。
- 対 象**／九重町に住民票がある重度心身障がい者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者及び被扶養者の方。（※所得制限あり）
- 助成内容**／[対 象]
- ・支給対象者が医療機関等で支払った負担金のうち、医療保険適用分
※ひと月に複数の医療機関を受診した場合、それぞれ支給対象となります。
※高額医療費、高額調整額、高額介護合算療養費などの付加給付がある場合には、重度医療費の支給額から控除します。
- [対象外]
- ・一医療機関、ひと月の自己負担額の合計が1,000円未満の場合
※院外処方の薬局分は、処方箋を出した病院の医療費と合算して1,000円以上の場合
は対象
 - ・医療保険適用外の自己負担分
 - ・介護保険給付にかかる一部負担金
 - ・重度精神障がい者の精神病床における入院に要したもの
 - ・入院時食事療養費
- 手 続 き**／受給資格の認定申請に必要なもの
- ・重度心身障害者医療費受給資格認定申請書 ・障害者手帳 ・通帳
 - ・税務資料の開示に関する同意書 ・保険資格確認書等 ・印鑑

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

障がい者の更生のために必要な医療にかかる医療費を支給します！

59

自立支援医療費（更生医療）

- 内 容**／更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費の支給を行うものです。
- 対 象**／身体障害者手帳の交付を受けている満18歳以上の方が対象になります。
※治療内容を含め有効期間の妥当性については、身体障害者更生相談所において指定医療機関の医師が作成した「更生医療意見書」を審査し判定します。
- 助成内容**／自己負担金については原則として医療費の1割負担ですが、低所得世帯の方や一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方（高額医療継続者「重度かつ継続」）については、月額自己負担上限額が設定されています。
有効期間は、原則として3カ月以内です。ただし、長期的な治療及び通院については、最長1年以内とすることが可能です。
- 手 続 き**／提出書類または申請に必要なもの
- ・自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書、税務資料の開示に係る同意書
 - ・更生医療医師意見書
 - ・加入医療保健の資格確認の出来る書類
 - ・身体障害者手帳
 - ・印鑑
 - ・マイナンバーカード（持っていない方は通知カード及び身分証明等）

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

精神疾患の医療にかかる医療費を支給します！

60

自立支援医療費（精神通院）

内 容／精神疾患のための通院にかかる医療費の負担を軽減する制度です。

対 象／精神疾患のために通院している方。

助成内容／申請者が指定した医療機関・薬局等での医療費の自己負担が原則 1 割となる。
（医療機関・薬局等は、大分県から指定自立支援医療機関の指定を受けていることが前提）
本人の収入や世帯の所得によって、1 ヶ月に支払う自己負担額に上限が設定される。

手 続 き／提出書類または申請に必要なもの
自立支援医療費支給認定申請書、診断書、医療保険の加入状況を証する書類、
所得・税額調査同意書または所得の確認できる書類、マイナンバーの確認できる書類
※申請の種類によって必要書類が違いますので、事前にお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

精神障がい者の社会参加を応援します！

61

九重町精神障がい者交通費助成手当

内 容／在宅で生活を送る精神障がい者に対して、定期的な通院の確保、デイケアの促進、外出の促進、ひいては社会参加の促進を図るため、交通費の助成金を支給します。

対 象／〔対 象〕九重町に住所を有し、有効期限内の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
〔対象外〕入所中の方。手帳の有効期限が切れている方。
生活保護法による扶助を受けている方。
※退所後、手帳更新手続き後、生活保護廃止後は対象となります。

助成内容／精神障がい者 1 人につき、手帳の等級に関係なく、年額 12,000 円を支給

手 続 き／提出書類または申請に必要なもの
精神障がい者交通費助成手当支給申請書、精神障害者保健福祉手帳、通帳、印鑑

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

在宅重度障がい者の住宅改造の費用を助成します！

62

在宅重度障がい者住宅改造助成事業

内 容／障がい者が日常生活において直接利用する設備を障がい者に適するように改造する費用の一部を助成します。

対 象／身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳 A 以上、精神障害者手帳 1 級等の重度障がい者のいる世帯で、前年度の生計中心者の所得 200 万円未満

助成内容／補助対象工事費（上限 60 万円）のうち、2/3 を助成する。

手 続 き／①必ず工事着工前に申請してください。
②提出書類または申請に必要なもの
在宅重度障がい者住宅改造助成事業補助金交付申請書、印鑑、世帯全員分の所得課税証明書、見積書、改造前と改造後の見取図、現況写真、障害者手帳

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

はり、きゅう、按摩の施術料を助成します！

63 九重町老人はり、きゅう及び按摩施術料助成事業

内 容／はり、きゅう及び按摩治療を受ける高齢者に対して施術料の助成を行います。

対 象／九重町内に住所を有し、満 65 歳以上の方。町の指定施術業者で受けた、はり術・きゅう術・按摩術が対象。同一対象者について、1 日 1 回、月 4 回までの施術が対象です。

助成内容／施術 1 回につき、助成金 1,000 円を支給 ※年間 48 回が限度
 (例)・4 月にはり術を 2 回、きゅう術を 2 回受けた場合：合計 4 回の 4,000 円助成
 ・5 月にはり術を 6 回受けた場合：4 回までの施術が対象のため 4,000 円助成
 ・6 月にはり術を 1 回、按摩術を 1 回受けた場合：合計 2 回の 2,000 円助成
 ※同じ日に種類の違う施術を受けた場合（はりときゅう等）は、2 回ではなく 1 回となります。

手 続 き／①受給資格認定申請に必要なもの
 はり・きゅう・按摩施術料助成費受給者資格認定申請書、印鑑
 ②申請に必要なもの
 はり・きゅう・按摩施術料助成金給付申請書、施術業者の証明（申請書に記入してもらう）、印鑑

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

歯周疾患（歯周病）の検診費用を助成します！

64 歯周疾患検診

内 容／現在、大分県の 40 歳以上の約 80%が歯周病と言われており、歯を失う原因の第 1 位は歯周病です（第 2 位：むし歯）。歯周病は歯周病菌が増えて起こる感染症で、初期は痛みなどの自覚症状はなく、糖尿病や動脈硬化、誤嚥性肺炎など全身の病気にも影響しています。歯科医院で定期的にチェックを受け、歯と口の健康だけでなく全身の健康増進を図るため、検診費用を助成します。

対 象／令和 7 年度中（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に年齢が 20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳になる方
 ●20 歳（平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日生）
 ●30 歳（平成 7 年 4 月 1 日～平成 8 年 3 月 31 日生）
 ●40 歳（昭和 60 年 4 月 1 日～昭和 61 年 3 月 31 日生）
 ●50 歳（昭和 50 年 4 月 1 日～昭和 51 年 3 月 31 日生）
 ●60 歳（昭和 40 年 4 月 1 日～昭和 41 年 3 月 31 日生）

助成内容／歯周疾患検診にかかる料金（3,300 円）
 ※なお、治療費用は助成の対象外ですのでご了承ください
 [助 成 回 数] 該当年度に 1 回
 [実施医療機関] 玖珠郡内の歯科医院
 ※実施できないところもあるので、予約時に必ずご確認ください
 [期 間] 令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

手 続 き／①対象者に無料受診券等を郵送しますので、歯科医療機関に電話で予約してください。
 ②予約日に無料受診券を受付で提出します。
 ③歯科医療機関から結果説明を聞いて、歯の健康づくりに活かしましょう。
 ※受診券を紛失された場合は、保健衛生グループまでお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

健診を受けましょう

65

巡回健診・施設健診費用の助成

内 容／国の定めた方針を参考に、健（検）診受診を特に推進したい年代の方を重点的に、健（検）診受診に要する費用を助成するものです。

対 象・助成内容

健診項目	内 容	対 象	個人負担金 ※助成額を超える健診費用について 自己負担	
			巡回健診	施設健診
基本健診		19歳～39歳	0円	
基本健診、特定健康診査、 高齢者の健康診査	血圧測定、検尿、身体計測、 診察、血液検査等	40歳以上 ※社会保険(本人) の方は除く	0円	0円
			※社会保険(扶養等)の方は、ご加入 の医療保険者に要確認	
結核・肺がん・健診	胸部X線検査	19歳～39歳	900円	
		40歳～64歳	400円	630円
		65歳以上	0円	0円
胃がん検診	胃部X線検査 ※施設健診では胃内視鏡 検査を選択可	19歳～39歳	2,000円	
		40歳～69歳	1,000円	2,520円
		70歳以上	0円	0円
大腸がん検診	便潜血検査	19歳～39歳	1,000円	
		40歳以上	0円	0円
子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診	19歳以上の女性	0円	0円
乳がん検診	マンモグラフィー検査	40歳以上の女性	0円	0円
	乳房超音波検査	19歳～39歳の女性	1,500円	
前立腺がん検診	血液検査	19歳～39歳	2,000円	
		40歳～49歳	2,000円	2,000円
		50歳以上の男性	1,000円	1,000円
肝炎ウイルス検診	血液検査	40歳～75歳の過去 未受診者	0円	0円
骨粗鬆症検診	超音波骨密度測定	40・45・50・55・60・65 70歳の女性	400円	
		上記年齢以外の男女	900円	
	DEXA法(X線検査)	40・45・50・55・60・65 70歳の女性		1,500円
		上記年齢以外の女性		3,050円
		男性		4,400円

手 続 き／受診前に予約をしてください。

【巡回健診】4月上旬、調査票提出により申込完了。

【施設健診】厚生連健康管理センター（☎0977-75-6154）に予約してください。

【個別健診】直接、医療機関に問い合わせ・予約してください。

骨髄移植ドナーを支援します！

66

九重町骨髄移植ドナー等支援事業助成金

- 内 容**／骨髄等の提供を行った方、またはその方を雇用している事業所を支援することにより、個人の経済的負担の軽減と企業の取り組みの促進を図り、骨髄等の移植の推進を図るものです。
- 対 象**／次のすべてに該当する方
- ・（公財）日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
 - ・ 骨髄又は末梢血幹細胞を提供した人（以下「ドナー」という。）または、そのドナーを雇用する事業所
 - ・ 骨髄等の提供日及び助成金申請時点において、本町に住民票を有するもの
 - ・ 町税を完納している者
- ※他の制度による助成金等の交付を受けた者、ドナー休暇制度を設けている事業所に属する者、国及び地方公共団体並びに独立（地方）行政法人等を除く。
- 助成内容**／・助成対象ドナーへの助成
骨髄等の提供に要した日（年次有給休暇、有給の特別休暇及び休日を除く）に対して助成を行う事業。ただし、1日につき2万円とし、7日を上限とする。
- ・助成対象事業所への助成
助成対象ドナーが骨髄等の提供に要した日に年次有給休暇及び有給の特別休暇を付与した日に対して助成を行う事業。ただし、1日につき1万円とし、7日を上限とする。
- 手 続 き**／①申請期限
骨髄等の提供が完了した日から60日以内またはその年度の3月末日のいずれか早い日まで
※事前にお問い合わせください。
- ②提出書類または申請に必要なもの
骨髄移植ドナー等支援事業助成金申請兼請求書、骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類、就業規則又は骨髄等の提供のための有給の特別休暇がないことを証明する書類の写し、交付対象ドナーの雇用を証明する書類（事業所申請時のみ）

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

骨髄移植後等の予防接種の再接種費用を助成します！

67

骨髄移植後等における予防接種費助成事業

- 内 容**／骨髄移植後等において、定期の予防接種により得た免疫が低下し、又は消失したため、再接種が必要と医師に判断された者に対し、任意で受ける予防接種に係る費用の一部を助成するものです。
- 対 象**／再接種を受ける日において、①と②の両方に該当する方
- ①造血幹細胞の移植（骨髄移植等）や抗がん剤治療等により過去に接種した定期の予防接種で得た免疫が低下、または消失したため、再接種が必要と医師が認める方
 - ②再接種を受ける日において九重町に住民票がある20歳未満の方
- ※ただし、ヒブは10歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満、五種混合は15歳未満、BCGは4歳未満の方
- 助成内容**／助成額は、九重町が玖珠郡医師会と契約している額を限度とする。
- 手 続 き**／①詳細はお問い合わせください。事前にお問い合わせが必要です。
- ②助成期間は、接種日から1年以内です。
- ③提出書類
認定申請書、認定に係る意見書、予防接種の記録が記載されているものの写し（母子手帳等）
領収書、交付申請書兼請求書、印鑑、振込先の金融機関口座がわかるもの（通帳）等

申込み・お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎76-3838

地域の多世代交流や支え合いの活動を応援します！

68

多世代交流・支え合い活動拠点整備事業

内 容／地区に設置している各種集会所等の備品購入等に係る経費の一部を補助します。子どもから高齢者まで、多世代が使いやすい環境を整備することで、多世代の交流や支え合いの活動を促進することを目的としています。

※ここでのいう地区とは、行政区または行政区の集合体になります。

対 象／各種集会所等の需用費や備品購入費のための費用で、上限50万円。
また多世代交流や支え合いの活動を行うために必要なものであること。
※この事業における各種集会所とは、行政区等が良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うために運営する施設で、当該行政区等の住民の利用に供され、その福祉の向上に寄与する施設になります。

多世代交流や支え合い活動の例)

- ・多世代型のサロンを実施している（月1回以上）
 - ・マップづくりと避難訓練を年1回以上実施している
 - ・多世代が集うカフェや食堂などを定期的実施している など
- 上記取組を複数実施している（実施予定である）ことが必要です。
また継続した取組を必須とし、その他要件があります。

助成内容／事業費の10/10（ただし補助金限度額は50万円とする）

手 続 き／必要書類等につきましては、事前にお問合せください。

申込み・お問い合わせ 地域共生支援課 福祉グループ ☎76-3821

就農者の研修や初期費用を支援します

69

就農者支援事業

内 容／農業の技術や知識を習得するための研修や営農開始時における農用地や小規模の機械購入について支援します。

対 象／①体験研修・長期研修
年齢が18歳以上の方で、町内に住所を有する方または住所を有する見込みの方
②農用地賃借料助成・小規模機械導入助成
町内で営農する認定新規就農者

助成内容／①体験研修（通算2日以上での農業体験研修）
農業体験に係る宿泊費・交通費の3/4以内で7.5万円/人を限度
②長期研修（概ね1ヵ月以上の研修）※教育施設を含む
基本額5万円/月（教育機関は2.5万円/月）、交通費の1/2以内で4万円/年を限度
③農用地賃借料助成
賃借料の1/2以内で10万円を限度（最大5年間）
④小規模機械導入助成
農業機械の購入経費の1/2以内で20万円を上限（1人1回のみ）

手 続 き／提出書類または申請に必要なもの

- ①体験研修②長期研修
事業計画書、事業追加資料、収支予算書等
- ③農用地賃借料支援
青年等就農計画認定書の写し、賃借料を設定していることを証明する書類等
- ④小規模機械導入支援
青年等就農計画認定書の写し、農業機械の領収書、購入した機械が確認できる写真等

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

農業研修で栽培技術や農業知識を習得しよう

70

ファーマーズスクール事業

内 容／地域の特産品である「夏秋トマト」「椎茸」「梨」の担い手を確保するため、就農に必要な栽培技術や農業知識を身につけることができる研修制度（研修期間：1年以上2年以内）

対 象／①満18歳以上の方で、研修終了後原則、九重町で就農・定住をする方
 ②就農後、原則、生産部会等に参加し出荷を行う方
 ③受入農家と親族（3親等以内の者）ではない方
 ④普通自動車運転免許を有する方
 ※そのほかにも要件がありますので、お問い合わせください。

助成内容／・受入農家への謝金は全額町が負担。
 ・ハウス又は圃場の借り上げ料は1年目が全額、2年目からは1/2を町が負担。
 ※要件を満たす方は、新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）の給付が可能です

手 続 き／希望される方は、以下の書類を提出ください。
 申込書、履歴書、申込追加資料、運転免許証の写し
 ※作物によって募集期間が違いますので、担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

農業後継者を育てよう

71

親元就農給付金（準備型・開始型）

内 容／3親等以内の者が経営者である経営体で、後継者が就農する場合に給付金を給付します。
 ①準備型：農業技術及び経営ノウハウの取得のための研修に専念する親元就農予定者を支援します。
 ②開始型：家族経営の発展のため、親元就農後、農業に専念する者を支援します。

対 象／親元就農（予定）時の年齢が原則55歳未満の方で、以下の要件を満たす方。
 ①準備型 ・大分県農業大学校の農学部2年生又は研修部生であること。
 ・研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること。
 ・町から研修計画の承認を受けること。
 ・研修後、地域計画に中心となる経営体として位置付けられること。
 ②開始型 ・町から経営発展計画の承認を受けること。
 ・家族経営協定を締結していること。
 ・地域計画に中心となる経営体として位置付けられていること。
 ※その他にも要件があります。

助成内容／①準備型：最大150万円/年 最長1年間
 ②開始型：最大100万円/年 最長2年間（準備型の給付期間を含む）

手 続 き／（1）提出書類または申請に必要なもの ※ほかにも必要な書類があります
 ・準備型：研修計画承認申請書、農業大学校在籍証明書、履歴書
 ・開始型：経営発展計画承認申請書、収支計画、家族経営協定の写し
 （2）注意点
 ・新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）（P37参照）を交付される方は対象外です。
 県の施策により要件等が変更になることがあります。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

農地中間管理機構を利用して、農地を集積しましょう

72

農地集積・集約化対策事業

内 容／地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域や個人、担い手への集積・集約化に協力いただいた出し手のみなさんを支援します。

対 象／地域に対する支援『地域集積協力金』
実質化した人・農地プランの策定地域で機構にまとまった農地を貸し付けた地区

助成内容／地域集積協力金（貸付面積 10a 当たり）
（中山間地域）地区内の農地の 4%超 15%以下：1.0 万円
15%超 30%以下：1.6 万円
30%超 50%以下：2.2 万円
50%超 80%以下：2.8 万円
80%超：3.4 万円

手 続 き／給付を受けようとする方は、農地中間管理機構を通じて、農地の賃借契約が成立することが条件となりますので、担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

トマト等の園芸品目の規模拡大を支援します

73

おおいた園芸産地づくり支援事業

内 容／地域が一体となり園芸産地づくりを進めていくために、栽培施設整備や機械導入等の産地拡大を目指す取組を支援します。

対 象／トマト・ねぎ・梨における規模拡大や新規参入を行う認定農業者もしくは認定新規就農者等

助成内容／施設整備及び機械導入に係る経費の 2/3 以内を助成

手 続 き／補助を受けようとする方については、事前に県との協議が必要ですので、農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

園芸品目の高温対策を支援します

74

園芸作物高温対策緊急支援事業

内 容／夏季高温環境下でも持続的生産が可能な夏秋園芸産地の体制整備のため、園芸品目における遮光資材・かん水資材の導入に対し補助します。

対 象／施設栽培（トマト・カスミソウ・ピーマン・ネギ）における遮光資材（塗布剤を除く）
露地栽培（ネギ）におけるかん水資材

助成内容／資材導入に係る経費の1/3 以内を助成

手 続 き／補助を受けようとする方については、申請書を提出してください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

遊休ハウスを利用しよう！

75

遊休ハウス再活用支援事業

内 容／現在活用されていない、または今後活用予定のないハウスを購入または譲り受け、農業生産を行う方に対して支援します。

対 象／町内で農業を営む個人、集落営農団体及び法人

助成内容／再活用されるハウスの建込合計面積により算出した定額補助

手 続 き／詳細は農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

町道・林道・法定外公共物を地域の力でより便利に！

76 町道・林道・法定外公共物・農牧道・農業用水路原材料支給事業

- 内 容**／町道・林道・法定外公共物・農牧道・農業用水路の維持管理や安全確保等のための原材料支給。
- 対 象**／①町 道：対象路線を利用する、対象区域の行政区長からの申請
 ②林 道：対象路線を利用する、対象区域の代表者および事業者等
 ③法定外公共物：里道・水路を利用する関係者等からの申請
 ④農 牧 道：受益者2名以上かつ受益面積1ヘクタール以上の農業用道路及び牧道を利用する関係者等からの申請
 ⑤農 業 用 水 路：受益者2名以上の農業用水路を利用する関係者等からの申請

助成内容／コンクリートや側溝蓋などの原材料支給。
 ※申請者および関係者による自力施工となる

手 続 き／原材料支給申請書を提出してください。

申込み・お問い合わせ 建設課 管理水道グループ ☎76-3811（町道・法定外公共物・農牧道・農業用水路関係）
 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804（林道関係）

新規就農者の初期負担を支援します

77 新規就農者負担軽減対策事業

内 容／就農初期の負担軽減及び経営安定に向けた所得補てん制度の創設など円滑な経営開始等を支援します。

対 象／所得安定対策
 ・就農1年目の認定新規就農者で、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付対象者

助成内容／所得安定対策
 事業実施主体が就農1年目の経営安定に向けた所得を補填する（一経営体につき100万円を上限とする）場合、その補てんに要する経費を給付

手 続 き／所得安定対策
 青年等就農計画認定証の写し、誓約書ほか

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

中山間地域の農業を守ろう！

78 中山間地域等直接支払事業

内 容／農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に地目・面積に応じて一定額を交付します。

対 象／①農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地であること
 ②傾斜の要件を満たす農地であること
 ③一団の農用地の面積が合計1ha以上であること
 ④5年間農業生産活動を継続する農業者であること

助成内容／①田：急傾斜（1/20°以上）21,000円/10a、緩傾斜（1/100°以上）8,000円/10a
 ②畑：急傾斜（15°以上）11,500円/10a、緩傾斜（8°以上）3,500円/10a
 ③草地：急傾斜（15°以上）11,500円/10a、緩傾斜（8°以上）3,000円/10a
 ④牧草放牧地：急傾斜（15°以上）1,000円/10a、緩傾斜（8°以上）300円/10a

手 続 き／交付を受けようとする集落については、事前に所定の様式による事業計画書を提出し、計画の認定を受ける必要があります。また、交付単価の10割の交付を受けるためには、農業生産活動等に加え、ネットワーク化活動の作成が必要となります。
 詳細は農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

農地の多面的機能を守ろう！

79

多面的機能支払交付金事業

内 容／農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する組織に対して補助金を交付します。

対 象／・農振農用地区内の農用地であること
・農業者のみ、または農業者とその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織であること

助成内容／①農地維持支払（水路の泥上げ、農道の路面維持等の活動に取り組む場合）

田：3,000 円 / 10a 畑：2,000 円 / 10a 草地：250 円 / 10a

②資源向上支払（植栽活動、農道の舗装、水路の更新等に取り組む場合）

田：2,400 円 / 10a 畑：1,440 円 / 10a 草地：240 円 / 10a

手 続 き／交付を受けようとする集落については、事前に所定の様式による事業計画書を提出し、計画の認定を受ける必要があります。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

しいたけの生産性を向上しましょう！

80

生産施設等整備事業

内 容／しいたけの生産をするための施設・機械（保冷库、ハウス、暖房機、トラック搭載型クレーン、油圧ショベル）の購入に係る経費の一部を補助します。

対 象／増産計画のある乾しいたけ又は生しいたけを生産する団体（事業規模要件があります）

助成内容／1/2 ～ 3/4（事業メニューにより補助率や採択基準が異なります）

手 続 き／補助を受けようとする方については、事前に県との協議が必要ですので担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

しいたけ種駒の購入を助成します

81

原木椎茸種駒助成事業

内 容／原木しいたけの種駒の購入に係る経費の一部を補助します。

対 象／年間 2 万個以上を植菌しているしいたけ生産者

助成内容／1 駒あたり 0.5 円（100,001 駒から 200,000 駒の購入分については1駒あたり1円）

手 続 き／補助を受けようとする方については、所定の申請書に植菌した駒数のわかる書類を添付して提出する必要があります。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

農業後継者を育てよう！

82 新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）

- 内 容**／就農後の経営発展のために、必要な機械・施設の導入等の取組みを支援します。
- 対 象**／①就農時に49歳以下で、令和6年度または令和7年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者
 ②本人負担分について融資を受けていること
 ③農業で生計が成り立つ計画を立てられる方
- 助成内容**／対象経費（機械、施設、家畜導入、果樹等）の3/4以内で、1,000万円を上限
 ※経営開始資金の交付対象者は上限500万円
- 手 続 き**／取組計画に応じた事業採択方式になりますので、詳細は農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

農業後継者を育てよう！

83 新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）

- 内 容**／就農直後の経営確立に資する経営開始資金を交付します。
- 対 象**／①49歳以下の認定新規就農者
 ②前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が原則600万円未満の方
 ※その他にも要件があります。
- 助成内容**／月12.5万円（年間150万円）を最長3年間交付
- 手 続 き**／詳細は農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

畜産経営の省力化に！

84 九重町畜産省力化推進事業

- 内 容**／畜産経営の省力化を図るための機器の導入・整備に係る費用を補助します。
- 対 象**／畜産農家（肉用牛）
- 助成内容**／発情発見システム、分娩監視カメラ及び省力化機器の購入・整備に係る費用の1/2以内（上限30万円）
- 手 続 き**／事前に要望調査を行います。申請希望農家は要望書の提出をお願いします。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

酪農経営の安定化を図ろう！

85 酪農支援対策施設整備事業

- 内 容**／酪農経営の体質を強化するため、省力化及び暑熱対策のための施設・機械やカウコンフォート用牛舎等の整備を支援します。
- 対 象**／酪農家で認定農業者であること
- 助成内容**／1/2以内（県の実施要綱に沿って交付されます）
- 手 続 き**／補助を受けようとする方については、事前に県との協議が必要ですので担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

農作物の鳥獣被害を防ぎましょう！

86

有害鳥獣被害防止対策事業

内 容／農地（田・畑・草地）のイノシシ、シカ等の有害鳥獣被害を防止するために設置する電気柵・シカネットに係る経費の一部を助成します。

対 象／毎年耕作をしており、イノシシ・シカ等の被害を受けている農地を所有している方

助成内容／購入に要する経費の 2/3

手 続 き／補助を受けようとする方は、事前に農林課へ被害の状況を報告する必要があります。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

有害鳥獣の駆除を支援します

87

有害鳥獣駆除捕獲報償金

内 容／イノシシ、シカ、アライグマ等小動物及びカラス等の有害鳥獣の捕獲に対する報償金を交付します。

対 象／有害鳥獣捕獲用のわなの免許及び銃猟の免許を所持している方のうち、捕獲員として登録されている方（通年）
※猟期間（11/1～3/15）に限り、狩猟者登録をしていて申請のあった方

助成内容／①猟期内 イノシシ：5,000 円 シカ：11,000 円
②猟期外 イノシシ：8,000 円 シカ：11,000 円
③通 年 アライグマ等小動物：2,000 円
カラス等：8,000 円（1 回、4 名以上共猟）または 1,000 円（1羽、2～3名共猟）
※金額は変更となる場合があります。

手 続 き／毎月 10 日までに前月分の作業日誌と写真、イノシシ・シカ・小動物については捕獲した個体の尻尾を持参しての報告が必要です。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

しいたけ原木の搬出効率を向上しましょう！

88

低コスト簡易作業路緊急対策事業

内 容／しいたけの原木の搬出をするための簡易な作業路の開設に係る費用の一部を助成します。

対 象／生産組合又は原木しいたけ生産者

助成内容／延長 1mにつき 500 円
（幅員 2.0m以上、受益面積 0.1ha あたり 100m以上の延長のあるもの）

手 続 き／補助を受けようとする方については、事前に県との協議が必要ですので担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

持続的かつ安定的な肉用牛経営を目指そう！

89

大分県畜産生産振興対策事業

内 容／持続的かつ安定的な肉用牛経営をめざし、さらなる規模拡大や省力化及び防疫の強化を図り、中核的な肉用牛経営体の育成と高品質な肉用牛生産体制の確立を図るため、畜舎等の建設をする農家へ補助します。

対 象／繁殖牛または肥育農家で肉用牛 3 ヶ年増頭計画を有する方

助成内容／1/2 以内（県の実施要綱に沿って交付されます）

手 続 き／補助を受けようとする方については、事前に県との協議が必要ですので担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

優秀な母牛を保留しましょう！

90

九重町繁殖雌牛保留推進支援事業

内 容／畜産農家で、繁殖用の母牛の保留及び導入に対して 1 頭あたり 5 万円を補助します。

対 象／30 頭未満の飼養農家を基本とし、保留及び導入された令和 7 年 2 月の子牛市場から令和 8 年 1 月の子牛市場に上場された子牛

助成内容／1 頭につき 5 万円の助成

手 続 き／①令和 8 年 1 月市場後に保留又は導入した名簿を農協より収集し、対象牛を選抜します。
選抜された農家の方に農林課より申請手続きの通知を行います。
②通知を受けた農家につきましては、印鑑を持参のうえ所定の申請書に捺印のうえ申請してください。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

乳用牛の自家保留及び導入を促進し、経営の安定化を図ろう！

91

九重町乳用牛生産性向上対策事業

内 容／乳用牛の自家保留及び導入（子牛・成牛）を促進するために助成を行います。また、搾乳素牛の確保に向けた雌雄判別精液（雌）に対しても助成を行います。

対 象／酪農家であること

助成内容／①生後 12 ヶ月以上 24 ヶ月未満の自家保留産子及び導入牛又は 24 ヶ月齢以上の導入牛に対して 1 頭あたり 50,000 円

②雌雄判別精液（雌）に対して 1 頭あたり 5,000 円

手 続 き／対象農家には通知します。通知を受けた後、農林課で申請をお願いします。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

環境にやさしい農業をしましょう！

92

環境保全型農業直接支払補助金

内 容／化学肥料・農薬を通常栽培より 5 割低減して行う自然環境にやさしい農業に対して補助金を交付します。

対 象／対象農家となるためには、
 ①化学肥料・農薬の 5 割低減の取組み（特別栽培または有機栽培等）を行うこと
 ②環境負荷低減のチェックシートに記載の取組を行うこと
 ③2 戸以上から成る規約を有する農業者団体であること

助成内容／対象取組は、
 ・緑肥の作付け 5,000 円／10a
 ・堆肥の施用 3,600 円／10a
 ・有機農業 14,000 円／10a
 ・総合防除 4,000 円／10a

手 続 き／交付を受けようとする農業者団体につきましては、事前に農林課へ所定の様式による事業計画書を提出し、計画の認定を受ける必要があります。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

環境にやさしい農業をしましょう！

93

有機 JAS 認証取得支援事業

内 容／有機 JAS 認証取得に必要な経費に対して支援します。

対 象／①町内で農業を営む個人、農業生産組織または法人であること
 ②事業実施年度内に認証または更新が認められること
 ③町税の滞納がないこと
 ④有機 JAS 認証の取得について他の制度の補助金等の交付を受けていないこと

助成内容／有機 JAS 講習会の受講料及び登録認証機関が実施する審査・調査に要した費用の3/4以内で上限10万円

手 続 き／詳細は農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

つながる心、広がる世界！

94

九重町国際交流助成事業

内 容／町と友好関係にある都市（台湾やモンゴル）との住民間の交流を促進し、地域の活性化と友好都市相互の発展に資するため、交流事業に対して、費用の一部を助成します。

対 象／対象団体は、
 ・規約、会則等の定めにより代表者、組織、活動目的等が明かである団体
 ・活動開始後 1 年以上経過し、今後 5 年以上継続して活動する見込みがある団体
 ・構成員が 5 人以上であり、過半数が町内に住所を有する者で構成されている団体

対象事業は、
 ・観光、農業、教育、文化及びスポーツ等に関連し、自主的に企画・運営を行う事業
 ・その他町長が必要と認める交流事業

助成内容／・記念品、謝礼（通訳、講師など）
 ・旅費・滞在費（交通費、宿泊費、旅行手配料など）
 ・交流事業開催経費（会場使用料、プログラム印刷など）
 ・事務費経費（消耗品、通信費、コピー代、写真代など）
 ※2 分の1以内（上限 500,000 円）

手 続 き／詳細は、社会教育課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 社会教育課 社会教育グループ ☎76-3888

スポーツで活躍する皆さんを応援します！

95

九重町青少年スポーツ活動大会出場助成金及び全国スポーツ大会等出場助成金

- 内 容**／社会体育において九州大会や全国大会等へ出場する個人や団体に対して助成し、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進し、九重町を県内外へPRします。
- 対 象**／・青少年は、町内に住所を有する高校生以下または18歳未満の個人または団体
・一般は、町内に住所を有する個人または団体で、団体の場合原則構成員の8割以上が町民であること
[対象となる大会]・県大会等により出場資格を得て参加する九州大会以上の国内大会
・国内予選大会等において出場資格を得て参加する国際大会
・推薦を受けて出場する九州大会以上の国内大会及び国際大会
- 助成内容**／・青少年：対象経費の全部又は一部を助成します。
・一般：個人の場合、開催地によって一定の金額を助成します。
団体の場合、その構成人数によって一定の金額を助成します。
※いずれも予算の範囲内となります。
- 手 続 き**／①事前お問い合わせが必要です。
②助成の交付申請を行ってください。内容を審査の上、交付決定を行います。
③申請の際必要な書類は以下の通りです。
・出場する大会の開催要項等
・大会へ出場できることとなった県予選等大会結果がわかる書類
・補助金交付申請書
・出場経費予算書（青少年のみ必要）

申込み・お問い合わせ 社会教育課 社会教育グループ ☎76-3888

指定文化財の保存や修理の補助金制度があります

96

九重町文化財保存修理事業費補助金

- 内 容**／九重町内に存在する文化財の管理、修理、復旧、その他文化財の保存及び活用に要する経費の一部に充てせるため、補助金を交付します。
- 対 象**／町内にある町・県・国の指定文化財所有者
- 助成内容**／補助対象経費（修理・修復事業、燻蒸・防虫事業、防災設備設置工事、施設整備事業、環境保全事業他）の1/2（上限20万円）です。
※年度内の予算の範囲に限ります。
- 手 続 き**／補助金交付申請書に次の書類を添付し申請してください。
・事業実施計画書 ・収支予算書 ・前年度決算書
・国または県の補助対象になった事業に係る申請書の提出については、国または県費補助金交付申請書の添付書類と同一の書類
・写真、設計書その他町長が必要と認めるもの

申込み・お問い合わせ 九重文化センター ☎76-3888

田畑・水路・農道等の災害が起きたとき！

97

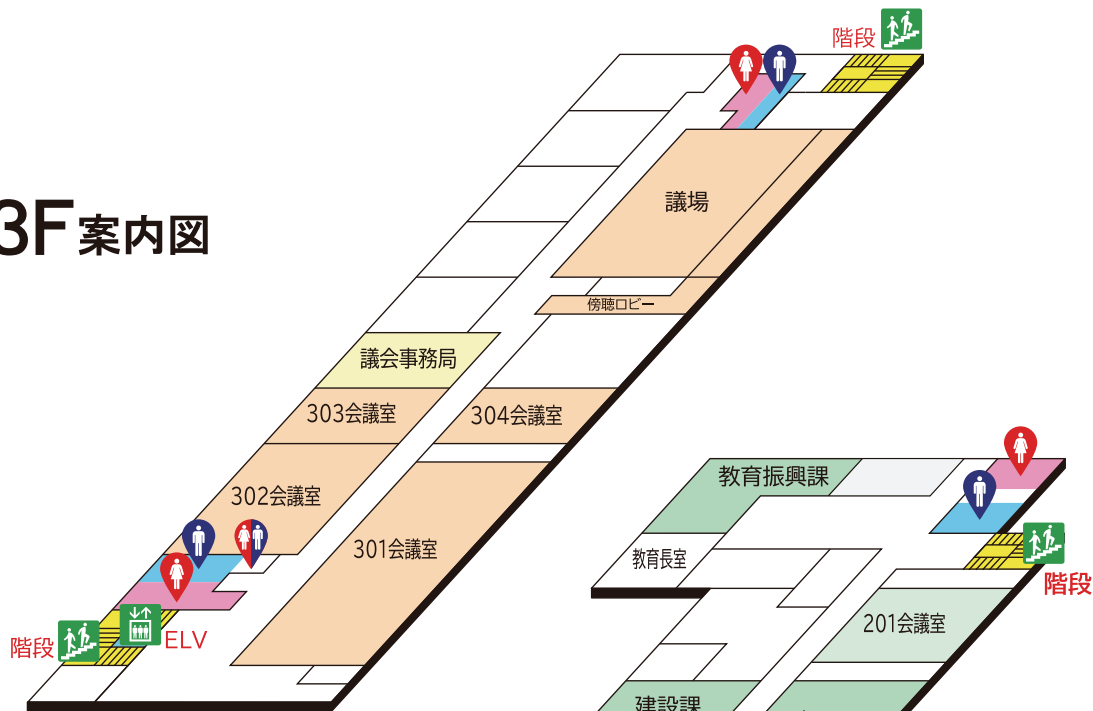
災害復旧事業

- 大雨等で災害が発生した場合は、速やかに下記までご連絡ください。
□事業には要件等があり、場合によっては対象にならないこともありますので、ご了承ください。
□復旧工事には負担金が必要となります。
※連絡等の報告が遅れた場合は対象外になる可能性がありますのでご注意ください。

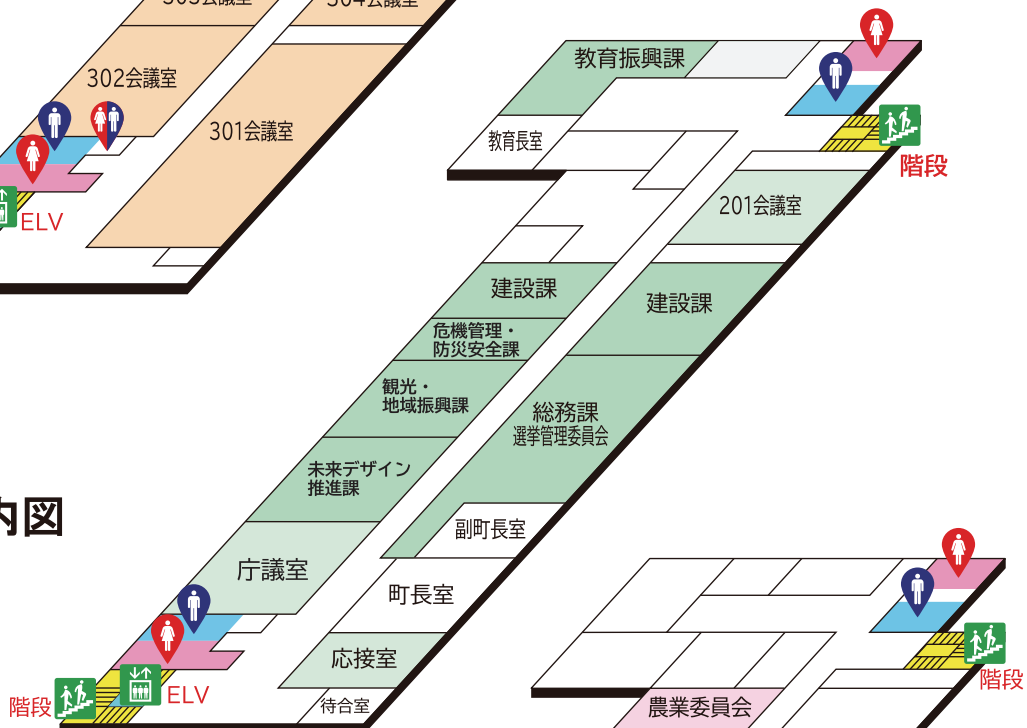
申込み・お問い合わせ 建設課 工務グループ ☎76-3811

九重町役場 庁舎案内図

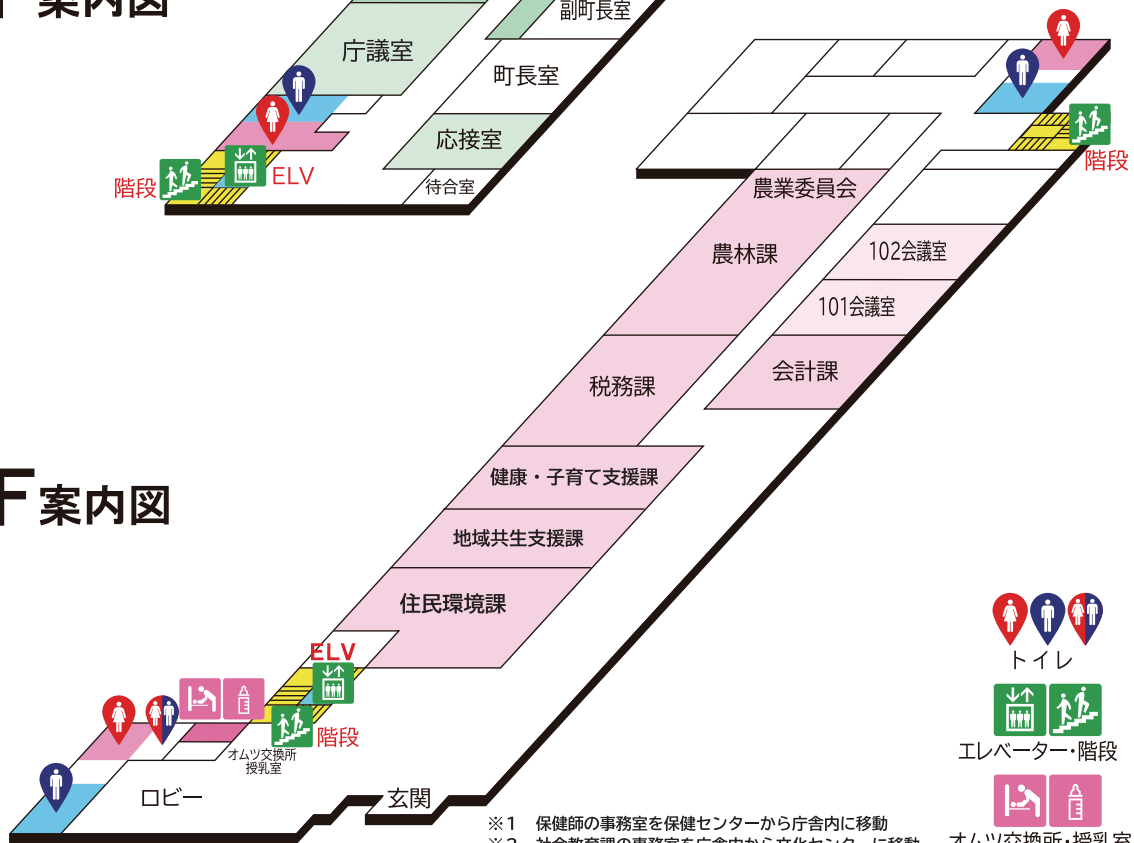
3F案内図



2F案内図



1F案内図



※1 保健師の事務室を保健センターから庁舎内に移動
※2 社会教育課の事務室を庁舎内から文化センターに移動

※2 社会教育課の事務室を庁舎内から文化センターに移動

トイレ

エレベーター・階段

オムツ交換所・授乳室